

ベルギー独立とキリスト教民主主義

小 島 健

I. はじめに

ベルギーは、1830年にオランダから独立戦争を経て独立を果たした近代国家である。ベルギーが独立を果たすうえでけん引役となったのが自由主義的ブルジョアジーとカトリック教徒の同盟であった。この独立の結果勝ち取られたベルギー憲法は、当時としては際立って自由主義的な内容を持ち、1848年のヨーロッパ諸国での革命では幅広く参照された。

19世紀のヨーロッパ諸国では、世俗主義的な自由主義者とカトリック教会は対立関係にあった。しかし、ベルギーにおいては両者が共通の敵オランダを前にして同盟した。その背景には、ベルギーの州や都市には中世以来の憲法の歴史があり自治の伝統があったこと、またカトリックの側に自由主義や民主主義を受け入れる態度が醸成され、自由カトリシズムやキリスト教民主主義が形成されつつあったことがある。

本稿の目的は、後にベルギーとなる南ネーデルラントにおける地域主義や立憲主義の伝統を明らかにするとともに、18世紀後半からの南ネーデルラントにおけるナショナル・アイデンティティ形成や独立の動きを検討し、ベルギー独立におけるキリスト教民主主義の役割を考察することである。

19世紀のヴァチカン（ローマ教皇庁）は、自由カトリシズムやキリスト教民主主義を批判し認めていなかったが、ベルギーに関してはこうした動きを黙認した。しかし、ベルギーにのみ例外的に認められたキリスト教民主主義は、20世紀にはヨーロッパ各国で主要な政治勢力となり、第二次大戦後のヨーロッパ統合にも大きく貢献するのである¹⁾。その意味で本稿は、ヨーロッパにおけるキリスト教民主主義の起源を明らかにする研究の一環をなす。なお、本研究が対象とするベルギーは言語事情が複雑であり、地名表記も言語によって異なるので、代表的な地名表記の比較を表1に掲げる。

II. オーストリア領ネーデルラントの誕生

(1) スペイン領ネーデルラントの動揺

オランダが事実上の独立を果たしてからもスペイン領ネーデルラントでは戦争が絶え間なかった。1618年にドイツで始まった30年戦争（1618-48）は、神聖ローマ帝国全体に拡大し、

表 1 ベルギーの地名表記比較表

| フランス語 | オランダ語 | 英語 | ドイツ語 |
|-----------|------------|----------|-----------|
| Anvers | Antwerpen | Antwerp | Antwerpen |
| Arlon | Aarlen | | |
| Bastogne | Bastenaken | | |
| Bruges | Brugge | Bruges | |
| Bruxelles | Brussel | Brussels | |
| Courtrai | Kortrijk | | |
| Dyle | Dijle | | |
| Gand | Gent | Ghent | Gent |
| Iser | Ijzer | | |
| Liège | Luik | | Lüttich |
| Louvain | Leuven | | |
| Lys | Leie | | |
| Malines | Mechelen | | |
| Meuse | Maas | | |
| Mons | Bergen | | |
| Namur | Namen | | |
| Nivelles | Nivel | | |
| Ostende | Oostende | Ostend | |
| Tongres | Tongeren | | |
| Tournai | Doornik | | |
| Wavre | Waver | | |
| Ypres | Ieper | Ypres | |

(出所) Cook, *Belgium: A History*, New York, 2002, p. xvii and Humes, *Belgium: Long United, Long Divided*, London, 2014, p. 266 などをもとに筆者作成。

さらにスペインがカトリック側を支援するため参戦したためスペイン領ネーデルラントも大きな戦場となった。戦争中の1640年にホーウェル (James Howell) はフランドルを「ヨーロッパの闘鶏場 (コックピット)」と呼んだが、フランドルを含む後のベルギーは、その後も第二次大戦終了まで多数の戦争の舞台となった²⁾。

30年戦争の終盤ではカトリック国フランスがプロテスタント側に立って参戦し、1640年にアラスを獲得し、43年にはスペインに勝利した。1648年にフランス優位のもと、ドイツのウェストファリア地方のミュンスターとオスナブリュックで和平会議が開かれ、講和条約

が締結された。講和条約は総称してウェストファリア条約 (Instrumenta Pacis Westphalicae) と呼ばれ、ミュンスター条約とオスナブリュック条約からなる³⁾。

フランスの脅威に直面したスペイン国王フェリペ四世は 1648 年 1 月 30 日ミュンスター条約に調印した。スペインは条約で正式にオランダ共和国の独立とオランダによるスヘルデ河口の閉鎖を承認した。また、スペイン領ネーデルラントは 30 年戦争で大きな損害を被ったうえ、領土の一部を失った。オランダにゼーラントの一部、北ブラーバント、リンブルフ州、マーストリヒト地方などを奪われた⁴⁾。こうしてウェストファリア条約によってスペインは帝国には踏みとどまったものの、オランダが領土を拡大して強国として台頭し、フランスはハプスブルク家を凌駕する大国となった。

ただし、ウェストファリア条約後もフランスとスペインとの戦争状態が続き、1659 年 11 月のピレネー条約によってようやく両国間の戦争は終わった。ピレネー条約によりスペインはフランスにアルトワ、西フランドル、エノー州の大半とルクセンブルク南部の一部を割譲し、スペイン王女マリア・テレサがルイ十四世 (Louis XIV. 在位 1643-1715) の妃となることが決められた。「スペイン優位時代の終焉」がこの条約によって明確になった⁵⁾。フランスでは 1661 年 3 月からルイ十四世による親政が始まり、自然国境説 (Notion de frontières naturelles)⁶⁾ を論拠に領土拡張政策を強行した。とりわけスペイン領ネーデルラントの併合とオランダの通商力の破壊がルイ十四世の狙いであった⁷⁾。

1665 年 9 月、ルイ十四世の岳父スペイン王フェリペ四世 (Felipe IV : 在位 1621-65) が死去し、四歳で病身のカルロス二世 (Carlos II : 在位 1665-1700) が即位した。これに対してスペイン王女を妃とするルイ十四世は、領有権の継承を理由に南ネーデルラントに侵攻して南ネーデルラント継承戦争 (フランドル (帰属) 戦争 : 1667-68) が始まった。フランスの台頭に脅威を感じたオランダは、68 年 1 月イギリス、スウェーデンとハーグ三国同盟を結び、侵略の即時停止とスペインとの和平を求めてフランスと戦った。ルイ十四世は結局、三国同盟の調停を受け入れ、1668 年 5 月 2 日にアーヘン和約を締結した。これによりルイ十四世はフランドルの主要都市リール、コルトレイク、ドゥエー、シャルルロワなどを獲得した。

フランスの領土的野心は収まらず、1672 年にはオランダ (ネーデルラント連邦共和国) に侵攻してオランダ戦争が勃発した。オランダは、スペインとオーストリアから軍事支援の約束をとりつけ、デンマーク王とブランデンブルク・ファルツ領選帝侯など若干のドイツ諸侯と同盟して戦った。孤立したフランスは、主力をスペイン領ネーデルラントに向け、リエージュ、ヘント、イーブルなどスペイン領ネーデルラントの主要都市を攻略した。

イギリスの仲介によってフランスは 1678 年 8 月 10 日にオランダ、同年 9 月 17 日にスペイン、79 年 2 月に神聖ローマ皇帝と計 3 つの和約を結んだ。これらを総称して「ネイメーヘンの和約」と呼ぶ。ネイメーヘンの和約により、フランスはスペインからフランシュ・コンテや南ネーデルラントの多くの部分 (アルトワ全域とフランドル、エノー、カンブレジー

などの諸要衝)を獲得した。ただし、他方でフランスはトゥールネなどのフランドルの一部を割譲することになった。オランダ戦争において最初に侵攻を受けたオランダはほぼ無傷であったのに対して、局面の転換によりスペインが南ネーデルラントで失った領地は大きかった。

勢いに乗るルイ十四世は、1685年3月神聖ローマ帝国内のファルツ選帝侯家の断絶に際してその領土の一部の継承権を主張した。こうしたフランスに対抗するため1686年7月9日、カトリック諸国(神聖ローマ帝国、スペイン、バイエルン等のドイツ諸侯)とプロテスタント諸国(オランダ、イギリス、スウェーデン)がアウクスブルク同盟を結成した。1688年10月フランス軍がケルン・リエージュ両司教領とファルツを占領し、アウクスブルク同盟戦争(ファルツ戦争:1688-97)が勃発した。この戦争でスペイン領ネーデルラントは今度も戦場となった。ナミュールは戦略上の重要性から2度包囲された。1695年にはフランス軍がブリュッセルを35時間にわたって攻撃し、16の教会と4000の家屋が破壊された。とくにグラン・プラス付近の破壊は甚大であった⁸⁾。

ただし、アウクスブルク同盟戦争はルイ十四世の拡張政策の行き詰まりを示した。結果的にはフランスはほとんど成果を上げずに1697年10月21日ハーグ近傍のレイスワイクでイギリス、オランダと講和条約が結ばれ、30日には神聖ローマ皇帝とも和約が成った。これらのレイスワイク和約によってフランスはアルザスとストラズブルを確保したが、征服地のほとんどを返還することになった。また、オランダはフランス国境地帯のスペイン領ネーデルラントの諸要衝に守備隊を駐屯させる権利を得た。これは「障壁」(la Barrière)と呼ばれ、フランスに対して南ネーデルラントを背後から支えた(障壁システム)。

(2) スペイン継承戦争とオーストリア領ネーデルラントの誕生

17世紀末、スペイン国王継承問題は、当時のヨーロッパ諸国を悩ます問題であった⁹⁾。スペイン国王カルロス二世には子供がなくその上健康にも恵まれなかった。1690年代後半に国王の健康が悪化すると、神聖ローマ皇帝レオポルド一世(Leopold I:在位1658-1705)はスペイン国王の後継を彼の次男カールにしようと試みた。これはフランスのルイ十四世が決して是認することがない継承であった。フランスとオーストリアの戦争を回避すべく、1698年と1700年にフランス、イギリス、オランダは、オーストリアとスペインを無視して2つの協定を結びオーストリアへの王位の継承がないよう取り決めた。

1700年11月1日、スペイン国王カルロス二世が亡くなり、スペイン・ハプスブルク家は断絶した。カルロス二世は、王国の不分割を条件に、ルイ十四世の孫でありフランス王太子の第二子アンジュー公フィリップ(Philippe d'Anjou)をスペイン帝国の継承者に指名する遺言状を残した。ルイ十四世はこれを受け入れ、フェリペ五世(Felipe V:在位1700-46)が即位し、スペイン・ブルボン朝を開いた¹⁰⁾。

ところがルイ十四世は、フェリペ五世にフランス王位の継承権を留保し、フランスとスペインの合体への道を築いた。フランスの強大化は、他のヨーロッパ諸国を反仏同盟の形成に向かわせた。オーストリア皇帝レポルド一世はドイツ諸国による同盟を結成し、イギリス、オランダも皇帝の次男カールへのスペイン王位継承を支持して、ハーグ大同盟を結成した。同盟は、スペインの分割を要求し、フランスとスペイン領ネーデルラントの合併を阻止することを決定した。

1702年5月、ハーグ大同盟の三国はフランスとスペインに宣戦しスペイン継承戦争（1701-14）が引き起こされた。戦闘はイタリアで始まったが、ヨーロッパ規模の戦争に発展した。スペイン領ネーデルラントではフランス軍とイギリス・オーストリア軍との間で激戦が繰り返され、大きな損害を被った。戦争は、中盤からフランス・スペイン連合軍が劣勢となった。1706年5月のナミュール北東ラミーユ（Ramillies）での戦いの結果、フランスはスペイン領ネーデルラントで獲得した領土の大半を手放すことになった¹¹⁾。

スペイン継承戦争は、1711年にカール六世（Karl VI：在位 1711-1740）が兄のヨーゼフ一世（Joseph I：在位 1705-11）の死去により皇帝に即位したことによって終息に向かい、1713年4月11日に講和条約が結ばれ終結した。講和条約は、フランスとイギリス（1707年からイングランドとスコットランドが合邦してグレートブリテン王国）、オランダ、プロイセン¹²⁾、サヴォイアなど諸国ごとに個別に結ばれ総称してユトレヒト（Utrecht）条約と呼ばれる。ユトレヒト条約によりフェリペ五世には、フランス王位継承権を放棄することを条件にスペイン王位継承が認められ、スペイン本国と西インドの支配が認められた。また、カール六世にもスペイン領ネーデルラントとスペイン領イタリア（シチリア島を除く）が与えられた。さらに、ピエモンテとシチリアはサヴォイア王国に移譲され、イギリスはフランスとスペインから多くの海外領土を獲得した。

カール六世はスペイン王位の要求を取り下げずユトレヒト条約には加わらなかった。ただし、翌1714年にカール六世はフランス国王とラシュタット（Rastatt）条約を結びフランスと和約した。こうしてスペイン継承戦争は終結した。ラシュタット条約によって、スペイン本国以外の領土の大半は神聖ローマ帝国に移譲されることになった。この結果、南ネーデルラントはオーストリア・ハプスブルク家の支配下に入ったのである¹³⁾。

また、フランスによる侵略を予防するために、1715年11月にオランダ、オーストリアおよびイギリスとの間で「障壁条約」（Barrier Fortresses）がアントウェルペンで結ばれた。これはフランスとオランダを隔てる障壁として南ネーデルラントを位置づけ、オランダにナミュール、トゥールネ、メナン、フルネ、ワルナトンおよびイーベルなどフランス国境の8地域に要塞を建設し守備兵を駐屯させる権利を与えた¹⁴⁾。

(3) オーストリア継承戦争とマリア・テレジア

皇帝カール六世にとって最大の懸念はオーストリア・ハプスブルク家の領土が後継者に無事に継承されることであった。皇帝は1716年に皇子を得たがすぐに夭折してしまい、彼の相続人は、17年に生まれた長女のマリア・テレジア (Maria Theresia : 1717-80) であった。そもそも帝国法は、女子の相続を禁止していた。これはフランク王国のサリカ法典が女子の土地相続を禁止していたことを引き継いだことに由来する。皇帝は自分の死後、マリア・テレジアへの単独相続を承認するよう、1720年に全領邦の王侯に約束するよう迫った。皇帝は、さらにロシア、プロイセン、イギリス、オランダ、スペインの承認をとりつけ、1732年に帝国の承認を得た¹⁵⁾。

しかし、1740年10月にカール六世が死去すると、マリア・テレジアの継承に対してバイエルン選帝侯カール・アルブレヒト (Karl Albrecht : 在位 1726-45) は、正統な男系相続者として抗議した。すると、継承に直接の関係のないプロイセンのフリードリヒ二世 (Friedrich II : 在位 1740-86) が、シュレジエン (Schlesien) をプロイセンに割譲すれば彼がマリア・テレジアのオーストリアを「保護する」と提案した。オーストリアがこの提案を拒否すると、40年12月プロイセンはシュレジエンに侵攻し、戦争が勃発した¹⁶⁾。シュレジエンは、オーデル川の中・上流域に位置する経済的に重要な地域である。開戦当時、オーストリア国庫収入の1/4を占めていたといわれ、肥沃な耕地を有し石炭と鉄を産出し、繊維産業も発展していた。

このオーストリア継承戦争 (1740-48) ではオーストリア側にイギリス、サルデーニャ王国、ロシアが、プロイセン側にはバイエルン、ザクセン、フランス、スペイン、スウェーデンなどがついた。戦闘は、3つの主要な帝国領土すなわち帝国南部、イタリアそして南ネーデルラントに集中した。戦争は当初、フランスがブルボン連合を結成してプロイセンと同盟して帝国内に侵入し1741年11月にプラハを占領した。42年1月この軍事力を背景にバイエルンのカール・アルブレヒトは神聖ローマ皇帝に選出されカール七世 (Karl VII : 在位 1742-45) となった。

マリア・テレジアは、帝国内からハンガリーなどの支援をとりつけ、またイギリスと同盟して反撃に転じた。彼女は、1745年に亡くなったカール七世のバイエルンとザクセンを屈服させ、1745年9月に夫のフランツを神聖ローマ皇帝に選出させた。こうしてフランツ一世 (Franz I : 在位 1745-65) が実現した。その後イタリアではフランス・スペイン軍、南ネーデルラントではフランス軍との戦闘を1748年まで続けた。戦闘はイタリアでは手詰まり状態に陥ったが、ネーデルラントでは1745年フランス軍が名将サクスによってフォントノワの戦いでイギリス、オーストリア、オランダの連合軍を破って1748年夏までに南ネーデルラントを占領した。ただし、戦争によって国家財政が破綻に瀕したフランスは和平を望み、1748年10月にアーヘン条約が締結され講和がなった。この講和により参戦国は占領地

を返還することになり、マリア・テレジアのハプスブルク家領の継承が認められ、フランス軍は南ネーデルラントから撤退した。ただし、マリア・テレジアはプロセンへのシュレジェン割譲を余儀なくされた¹⁷⁾。

マリア・テレジアは、引き続きオーストリア領ネーデルラントを支配したが、プロイセンからのシュレジェンの奪還を目指した。オーストリア継承戦争後のオーストリア外交を指導したのは宰相カウニッツ (Kaunitz: 1711-94) 伯であった。カウニッツはアーヘン条約交渉にオーストリア代表として参加した。彼は、フランスから南ネーデルラントを防衛することは不可能であると考え、フランスとの同盟を検討していた。

1753年マリア・テレジアはカウニッツを宰相に任命し外交を委ねた。こうしてオーストリアは対プロイセンの新たな同盟を企て、1756年5月ついにイタリア戦争 (1494-1559) 以来の宿敵フランスとヴェルサイユ協定を締結し同盟を実現する。この同盟を知ったロシア女帝エリザベータ (Elizaveta Petrovna: 在位 1741-62) は、プロイセンの野望を懸念していたこともあり、これら2国と同盟を結んだ。他方、プロイセンのフリードリヒ二世は、周辺諸国の同盟によって孤立することを恐れて、56年1月ウエストミンスター協定を結びイギリスと同盟した。

1756年8月末、ヴェルサイユ協定による対プロイセン包囲網の強化を察知したフリードリヒ二世は、シュレジェン確保のためザクセンに先制攻撃し七年戦争 (1756-63) が始まった¹⁸⁾。イギリスとフランスは神聖ローマ帝国の北部で戦闘し、オランダは中立を保った。マリア・テレジアは宰相カウニッツ伯の助言でオーストリア領ネーデルラントを防御不可能な地域とみなしたので、ネーデルラントは戦争による損害からほぼ免れた。

この戦争の後半ではシュレジェンを確保するフリードリヒ二世と植民地戦争で疲弊したフランスが和平を望んだが、マリア・テレジアのシュレジェン奪還への意志は固く、ロシアのプロイセン打倒の決意も強かった。しかし、1762年1月にロシアのエリザベータが没しフリードリヒに心酔するピョートル三世 (Pëtr III: 在位 1762) が即位すると状況が変わった。ロシアがプロイセンと講和を結び、6月には攻守同盟を結びこれにスウェーデンも加わった。7月にクーデタによって夫のピョートルから帝位を奪ったエカチェリーナ二世 (Ekaterina II: 在位 1762-96) も講和を継続した。さらに植民地戦争に敗れたフランスが同年11月イギリスと和約したことで、戦況がオーストリアに不利となった。

1763年2月10日、イギリス、フランス、スペインの間でパリ条約が締結され、マリア・テレジアは和約に追い込まれた。63年2月15日オーストリアはプロイセン、ザクセンとフベルトゥスブルク条約を結び講和が成立した。結局、オーストリアはフリードリヒ二世のプロイセンによるシュレジェン領有を認めざるをえなかった。

なお、オーストリア継承戦争時に対立関係にあったハプスブルク家とブルボン家の関係が、七年戦争を機に同盟関係に転換したことを「外交革命」(the diplomatic revolution) と呼ぶ。

また、これは「同盟の逆転」(the reversal of alliance)の名でも知られる。マリア・テレジアはフランスとの同盟関係を娘のマリー・アントワネット (Marie Antoinette : 1755-93) とルイ十六世 (Louis XVI : 1754-93) との結婚によって強化した¹⁹⁾。

Ⅲ. 1789年革命とベルギー合衆国

(1) 南ネーデルラントにおける自治の伝統

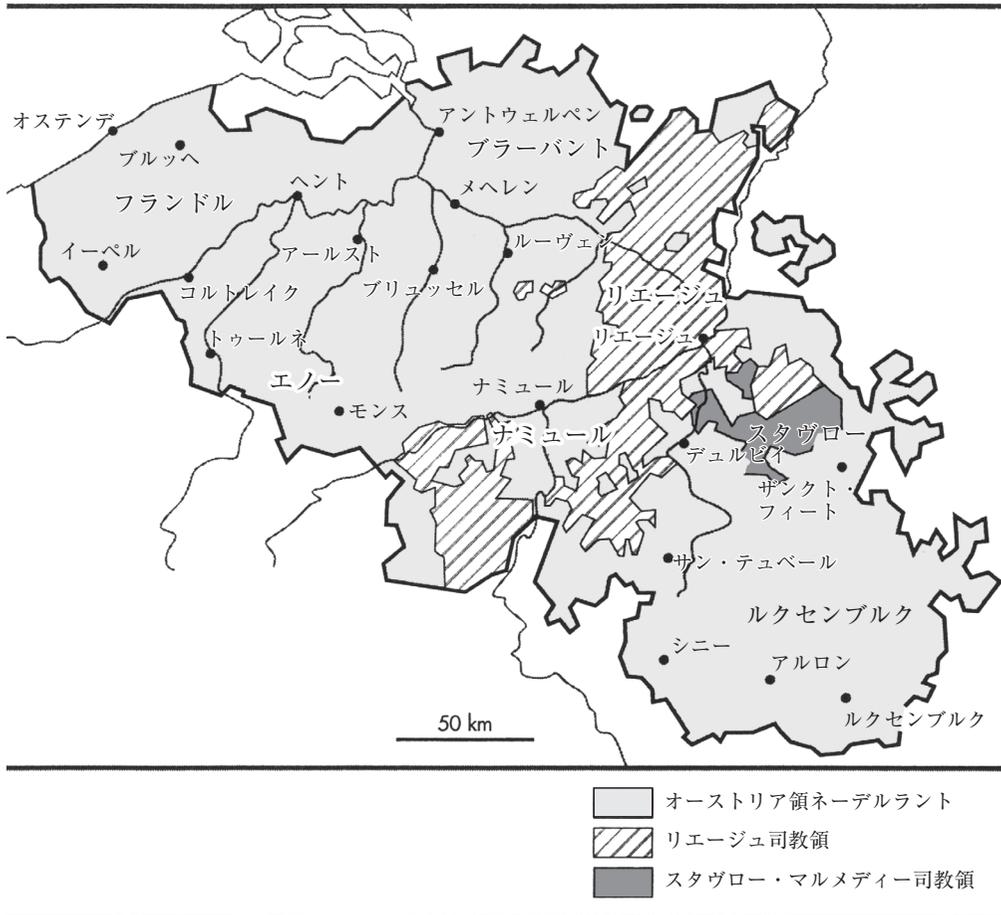
オーストリア皇帝カール六世は、ブリュッセルにも宮廷と政府を置き総督を派遣して南ネーデルラントを間接統治した (図1参照)。しかし、1718年に総督サヴォア公が不在の時、全権大臣マルキ・ド・プリエ (Marquis de Prié : 在任1716-24) が、援助金を要求するとブリュッセルのギルドはこれを拒否し民衆による大規模な反乱が勃発した。南ネーデルラントの住民は、彼らの伝統的な権利や自由が侵害されない限り君主を受け入れたが、それらが侵害されたと感じると公然と抵抗した²⁰⁾。

皇帝は、民衆反乱を厳しく抑圧したが、人気のないド・プリエを解任した。そして妹のマリア・エリザベス (Maria Elisabeth) 大公妃を新しいネーデルラント総督 (在任1725-41) として送るとともに、南ネーデルラントに大幅な自治を認めた。南ネーデルラントでは各州が身分制議会によって統治され、遠く離れたウィーンの政府から自立していた²¹⁾。

南ネーデルラントには中世以来の自治の伝統があり、オーストリア領ネーデルラントを構成する10州はそれぞれ独自の憲法的文書を持っていた。これらの君主の専制主義を制限する憲法のなかでも初期の明文化されたものが、ブラーバントのジョウユーズ・アントレ (Joyeuse Entrée) であった²²⁾。これは、1356年にブラーバント公爵が就任式に際して発布した憲章であり、貴族、聖職者、都市、ギルド、大学がもつ特権を規定し、君主がこの地域を保護することを規定した²³⁾。ブラーバントの三部会は、これを受け入れ、その後、君主が就任するたびにジョウユーズ・アントレが引き継がれてきた²⁴⁾。

ジョウユーズ・アントレと同様の憲法的文書は、その後、ネーデルラントの他の州にも拡大した。憲法は、州や都市の特権を明記し、君主がこれを尊重しない場合は、市民が君主に対する忠誠を拒否できることが暗黙に了解されていた。18世紀オーストリア領ネーデルラントのすべての州で皇帝 (の代理) は各州の身分制議会において就任式を行い、憲法が定める歴史的特権を尊重することを宣誓しなければならなかった。皇帝は、ブラーバント公、ルクセンブルク公、ヘルデラント公、リンブルフ公、フランドル伯、西フランドル伯、ナミュール伯、エノー伯、メッヘレン卿、トゥールネ卿として即位した。したがって、オーストリア領ネーデルラントは形式的には同君連合であった²⁵⁾。

図 1 アンシャン・レジーム末期の南ネーデルラント



(出所) Bitsch, *Histoire de la Belgique*, 2004, p. 60 より作成。

(2) マリア・テレジアによる統治

1740年にカール六世の後を継いだマリア・テレジアは、啓蒙専制君主であった。彼女は1760年に国家会議（Österreichische Staatsrat）を設置してこれに国内行政を統括させる権限を与え中央集権化を進めた。オーストリア領ネーデルラントもこの中央集権化政策のもとにあったが、マリア・テレジアは従来の制度の変更は最小限にとどめ、慎重に改革を進めたので、実際には遠く離れたウィーンの影響をあまり受けることなく、自治が行われた。南ネーデルラントの政府は地元の人間によって構成され、彼らはオーストリア王家への忠誠と彼らの郷土愛を結合していた²⁶⁾。

マリア・テレジアはネーデルラント総督に義弟シャルル・ド・ロレーヌ（Charles de Lorraine：在任1744-80）を任命した。ド・ロレーヌは、温和な性格の賢明な人物で、各州の自治と慣習の特権を尊重したうえで、統治を行った。実際にド・ロレーヌ下で行政を担ったの

が、全権大臣のボッタ＝アドルノ侯爵（Antoine Botta-Adorno：在任 1749-53）、コベンツル伯爵（Charles de Cobenzl：在任 1753-70）、スタルヘンベルク公（Georges de Starhemberg：在任 1770-83）であった。彼らは、オステンデ港の港湾施設の改良、道路の舗装と道路網（特にアーヘンからオステンデ）の整備、メヘレン・ルーヴェン間の運河開発などを行った。また財政改革により負債を解消し、炭鉱開発やガラス工業も興り低迷していた南ネーデルラント経済を立ち直らせた²⁷⁾。文化面では、聖職者による検閲を制限し、フランス人哲学者の書籍の普及を図った。

マリア・テレジアは熱心なカトリック教徒ではあったが、宗教政策では啓蒙思想の影響を受けた顧問の提言を受け入れ、教皇庁による領内の教会への干渉や教会が持つ特権の排除に取り組んだ。司教の任免には君主の承認が必要とされ、聖職者の免税特権も廃止された。1773年に絶大な影響力を持っていたイエズス会が教皇によって廃止されると、同会の財産はすべての国家管理のもとに置かれた。またイエズス会の学校を閉鎖し、国立の学校を王立テレジア学校に改組した。

さらに教会の国民への影響力の源泉であった教育から教会を排除したことは大きかった。1770年に各領邦の州都に師範学校を設置し、74年には小都市や農村にも初等中等学校を設けて、77年に義務教育制度を発足させた²⁸⁾。

マリア・テレジアは、実利を優先し、地域の事情を理解し、地域の習慣を受け入れる（テレジアの妥協）ものであった。いかなる行政改革も相対的に小さく段階的に行われた。彼女は一度もネーデルラントを訪問することはなかったが、南ネーデルラントにおいて絶大な人気があった²⁹⁾。

(3) ヨーゼフ二世による統治

七年戦争後、1765年にフランツ一世が亡くなると、息子のヨーゼフ二世（Joseph II：在位 1765-90）がマリア・テレジアとの共同統治を継続した。1780年にマリア・テレジアが死去するとヨーゼフ二世による単独統治が開始された。彼も母親同様に啓蒙専制君主であったが、母親のような柔軟性に欠け、強硬に自由主義的改革と絶対主義確立のための中央集権化を押し進めた。

ヨーゼフの改革は、すべての南ネーデルラント人から良く機能している社会に対する不当な侵害であると考えられた。南ネーデルラントの社会は、隣国フランスのアンシャン・レジームとは大きく異なっていた。仏アンシャン・レジームの絶対主義、貴族とブルジョワジーの深刻な対立、尊大な教会といったものはこの地に存在しなかった。プチ・ブルジョア（職人）は、特権的地位を持っていた。職人たちは、都市の政治に参加し、州において拒否権を持っていた。総督がいるもの統治の実際は三部会によって自治が行われていた。また、貴族は裕福で生産的であり、教会は大修道院と基金を持ち民衆を圧迫することはなかった。この

ため教会は寛大で人々から尊敬を集めていた³⁰⁾。

ところが、ヨーゼフは各州の三部会の意向を無視して急激な改革を行い、混乱へと導いた³¹⁾。ヨーゼフの改革は三部会の多様性を排除し中央集権的な均一の政策を行い、教会に対しては国家の管理を強化するものであった。

行政面では 1782 年に全面的な行政と司法制度の改革が計画され、都市三部会は廃止された。86 年末、都市におけるギルドの特権は削減または廃止された。さらに 87 年 1 月ヨーゼフは、ネーデルラントにおける行政を根本から改革するために、地方連邦主義を排し、すべての宗教的特権や都市の特権を廃止して、新しい行政制度を導入した³²⁾。ヨーゼフは傍系評議会 (Conseils collatéraux) を廃止して、全権大臣を議長とする一般政府会議 (Conseil de gouvernement général) を創設した。また、ネーデルラント諸州は 9 つの帝国クライス (Kreise) に分割され、皇帝から直接任命された地方長官がクライスを統治した。クライスは小区域に分けられ、司法制度を統一した。さらにドイツ語を官庁における唯一の公式言語であると宣言した。ドイツ語の強制は、ネーデルラントの貴族のみならず一般民衆にとっても自由を奪い皇帝の専制主義を端的に示すものと受け止められた。

宗教面でヨーゼフは、教会を国家の利益に従わせる政策を実施した。1781 年 11 月には宗教寛容令を発し、プロテスタントと正教会信徒に市民権と礼拝の自由を与えユダヤ教徒にも寛容な対応がなされた。82-3 年には「宗教と国家、隣人を傷つけている」と見なした観想修道会 (カルメル会) を排し、83 年には修道士制度を廃止し、163 の修道院を廃止した。84 年には結婚を教会の手から取り上げ民事婚を導入した。86 年には各司教区の神学校を廃止し、ルーヴェンに全国的な総合神学校 (le séminaire général) を設立し皇帝の支配下に置いた。同校では将来のすべての司祭に対して国家官僚としての教育がなされ、ウルトラモンタニスムの影響を排除した。これらの宗教政策は、圧倒的な信者を持つカトリック教会との対立を決定的にした³³⁾。

(4) ブラーバント革命

ヨーゼフ二世は、政策を全国で均一化し、中央集権化し、世俗化するという点で皮肉なことにフランス革命政府と同様の考えにもとづいていた。いわば「上からの革命」であった。これに反対する南ネーデルラント側は、ジョワユーズ・アントレに反するなど立憲的表現でヨーゼフを批判した³⁴⁾。ヨーゼフ二世の教会と都市・ギルドに対する改革は、保守的な農民と都市ブルジョアジーのなかに激変と混乱をもたらした。さらに 1785 年と 86 年には不作と経済不況に見舞われ不満が増幅され、86 年末にはベルギーでは反乱の機が熟していた。

1787 年の王令により行政機構と司法機構の改革がなされると、ブラーバント州とエノー州はやむを得ず改革を受け入れたが、大きな混乱が生じた。このため旧体制支持者は改革に公然と反対した。今や問題はジョワユーズ・アントレだけでなくほかの州の憲法と特権にも

及んだ。南ネーデルラント人民にとり各州の憲法を尊重しないヨーゼフ二世はフェリペ二世と同じ暴君に映った³⁵⁾。

1789年7月、皇帝は三部会の中でも最も地位が高く強力なブラーバント三部会に対して課税と立法の権利を皇帝に譲るよう要求した。ブラーバント三部会はこの要求を即座に拒否した。これに対して皇帝はブラーバント三部会を解散し、ジョウユーズ・アントレをはじめとして他の特権も廃止した。こうした皇帝の態度は南ネーデルラント（ベルギー）の国民意識（アイデンティティ）の確立を促すことになった³⁶⁾。

三部会の解散やジョウユーズ・アントレの廃止など既得権の喪失に対して貴族が反乱を起こし、ヨーゼフの政策に不満を抱えていた民衆も憤慨を増大させ、革命の勃発は決定的となった。こうして始まったブラーバント革命は、二つの党派によって率いられた。ひとつは、ブリュッセルの弁護士ファン・デル・ヌート（Hendrik van der Noot）に率いられたグループで、伝統的機関や三部会の特権の維持を要求し「三部会派（statiste）」と呼ばれる。ヌートのグループは、聖職者、貴族、手工業者などからなり保守的な党派である。もうひとつは同じくブリュッセルの弁護士ヴォンク（Jan Frans Vonck）を指導者とする進歩的で民主主義と代議制を主張する「ヴォンク派」である³⁷⁾。彼らは秘密結社を組織し、武装闘争のための義勇兵を募った。

ヨーゼフ二世の厳格な改革態度は、二つのグループの接近を容易にした。ヌートとヴォンクは極秘に連絡を取り合いながら義勇軍を組織した。1789年7月のフランス革命に鼓舞されヴォンクとヌートのもとには2800名の義勇兵が集まった。義勇軍は、10月24日にブラーバントに侵攻し、アントウェルペン北西の町トゥルンハウトでオーストリアを破り10月末にはヘントを占領した。この「ブラーバント革命」は、ブリュッセル、ブルッヘ、モンス、メヘレン、ルーヴェンなど南ネーデルラントの主要都市での反乱を引き起こした。オーストリア人はベルギーから排除され、ベルギー人の反乱軍は12月までにほぼ南ネーデルラントを制圧した。オーストリア軍は王党派にとどまったルクセンブルクまで退却を余儀なくされた³⁸⁾。

1790年1月にブラーバント三部会が開催され、すべての州に代表を送るよう要請した。これを受けて1月に開催された全国三部会は、ベルギー合州国（仏語 *Etats Belghiques Unis*、英語 *United States of Belgium*）の独立を宣言した³⁹⁾。合州国という名称からもわかる通りベルギーに、アメリカの連邦制が与えた影響には大きなものがあった。ただし、新国家はアメリカ同様に州に大きな自治を認めたが、他方、議会は上級貴族と高位聖職者が多数派であり、保守的性格が強かった。議会の主導権を握ったのは、ヌート率いる「三部会派」であった。

新政府ではヌートが首相となり、ヴォンクも政府の一員として参加した。当初ヌートとヴォンクは協力したが、すぐに進歩的で民主主義的なヴォンクと保守主義のヌートとの政治的立場の相違が拡大した。ヴォンクは、フランス革命の影響を受けより平等な体制を志向した。これに対してヌートは保守的な態度に終始した⁴⁰⁾。ヴォンクが、1790年1月に三部会の拡大

を主張し、下位聖職者や下級貴族にも議員になる資格を与えること、都市を代表する身分を創設することなどを提案した。これに対して教会は声高に反対し、教会の影響下にある地方の農民たちがこれに同調し、ブリュッセルに押しかけヴォンク支持者を打ち負かした。ヴォンクたちは、フランスへの亡命を余儀なくされ、1792年末ヴォンクはパリで亡くなった⁴¹⁾。

1790年2月にヨーゼフ二世が亡くなった。オーストリアはヨーゼフを継いだ弟のレオポルド二世 (Leopold II: 在位 1790-92) のもとの反動の時代に入り、農奴制廃止令も廃止された。レオポルド二世は、反乱軍を支援していたプロイセンと和睦し、1790年7月ライヘンバッハ (Reichenbach) 協定を締結した。これによってオーストリアはバルカン半島での対トルコ戦争をやめ、プロイセンはハンガリーと南ネーデルラントの反乱者への支援をやめることになった。90年9月までにオーストリア軍はバルカンからの兵力により強化され、ネーデルラントへの侵攻を準備した⁴²⁾。

1790年11月24日、オーストリア軍はネーデルラントに侵攻し、まずナミュールを獲得した。また、別の部隊は海岸近くの西フランドルを獲得した。経験豊富で職業的なオーストリア軍を前にベルギー合州国の軍隊は弱体であった。新しいベルギー合州国軍は設立間もなく組織化も訓練も時間が乏しく不十分であった。また、教会が呼びかけた「九月十字軍」として知られる農民兵などの非正規軍の動員もあったが、太刀打ちできず敗北を続けた。こうして90年12月までにオーストリアは南ネーデルラントの全域を支配下に入れ、ブリュッセルを占領した⁴³⁾。

独立国家ベルギー合州国は、1789年12月から90年12月まで1年弱存続した。ブラーバント革命が挫折した理由は、複合的である。第一は、ブラーバント革命が保守派と民主派の呉越同舟であり、相互の足の引っ張り合いから内戦への展開は避けがたかった。伝統的なジョワーズ・アントレを尊重し教会の影響を受けた保守派の強さが民主化を妨げたといえる。また、南ネーデルラントの経済は相対的に進んでおり、ブルジョアジー (中産階級) の経済的不満が小さかったこともフランスのような民主革命に発展するに至らなかった理由である⁴⁴⁾。

(5) リエージュ革命

リエージュ皇子司教領は、神聖ローマ帝国の領域にあったが独立した領邦であった⁴⁵⁾。しかし、南ネーデルラントに南北に長く接し、北でライン地域とオランダ、南でフランスと接するリエージュはヨーロッパで起こる多くの戦争で幾度となく国境を侵犯されてきた。このため1577年にリエージュ司教領は中立を宣言したが、17世紀末のフランスと神聖ローマ帝国との対立では、リエージュは両陣営の間を何度も行き来した。1748年にオーストリア継承戦争が終わりようやくリエージュは中立と平和を回復した⁴⁶⁾。

リエージュには中世以来の自治の伝統があった。1316年リエージュ皇子司教は「フェクススの平和」(la paix de Fexhe) を結び、都市の自由、個人の自由を尊重し、三部会による

大幅な自治を認めた⁴⁷⁾。リエージュでは形式上司教が君臨するが、統治権は三部会にあった。しかし、1684年に皇子司教は、リエージュの自由を廃止する「規約 (Réglement)」を發布し、リエージュの自治の歴史に終止符を打った。ただし、皇子司教の統治下でリエージュは、17世紀以降、経済的に繁栄した。リエージュでは明礬や硫黄の精製など新たな特産物が生まれ、ヴェルヴィエは一大繊維工業地帯になった。また、採炭と鉄鉱石の採掘が発展し、製鉄業と武器産業が活況を呈した⁴⁸⁾。

リエージュ皇子司教のなかには経済力を背景にメセナ（学問芸術の保護）に取り組む者もあり、宮廷絵画だけでなく、通りを飾る泉や彫像作品が制作された。それらは、フランスの影響を受けたものが多く、フランス趣味は建築にも及んだ。17世紀末のリエージュ市の人口は5万5千人となり、フランス語圏の重要都市になった。18世紀半ばからは、フランスの哲学思想が司教領全域に広がり、出版物、劇場、講演会を通じてディドロ、ルソー、ヴォルテールの著作が知られるようになった。

1789年7月14日、パリで革命が勃発すると、これに呼応してリエージュでも民主革命が起こった。したがって、リエージュ革命は保守的なブラーバント革命とは性格を異にする。8月18日、啓蒙主義の影響を受けたブルジョワジーに率いられた市民は市庁舎を襲撃・占拠しさらに監獄を解放し、1684年の「規約」の廃止を皇子司教セザール・コンスタンティン・ホーンズブルック (César-Constantin de Hoensbroeck：在任 1784-1792) から獲得した。その後、皇子司教はトリニアに亡命した。こうして市民は難なく権力を掌握したが、この革命にはオーストリアを弱体化する目的でのプロイセンによる支援もあった。しかし、南ネーデルラントと同様に革命は91年になると帝国軍によって鎮圧され、1791年2月に皇子司教はリエージュを奪還した⁴⁹⁾。

IV. 革命フランスによる併合

(1) フランスの侵略

ブラーバント革命とフランス革命は、1789年のほぼ同時期に始まったが、相互の直接的関係はなかった。フランス革命は典型的な市民革命であったのに対して、ブラーバント革命は反オーストリアで一致した保守反動勢力と進歩的な民主主義勢力との呉越同舟であった。両者の内戦を経て南ネーデルラントは無政府状態に陥り、最終的に約1年後にオーストリアが支配を取り戻した。

ところが、オーストリアが支配体制を再建したころからリエージュを含む南ネーデルラントは、フランス革命の嵐に飲み込まれていく。フランスでは1791年末から周囲の絶対主義国家に対する戦争を求める声が高まっていた。1792年4月20日、ルイ十六世が正式にフランスのオーストリアとの戦争を宣言した。この戦争は革命過激派にとっては絶対主義体制に

対する人民の神聖な戦いとしての意味を持った⁵⁰⁾。

これに対してプロイセン軍がフランスに侵攻したが、デュムーリエ (Charles François Dumouriez : 1739-1823) 将軍によって撃退された。国民公会 (Convention nationale : 1792-95) がフランス共和政を宣言した直後、フランス軍はオーストリア領ネーデルラントに侵入し、1792年11月6日デュムーリエ将軍の軍隊はジemmaップ (Jemappes) においてオーストリア軍を圧倒して勝利した。フランス軍はそれからブリュッセル、リエージュ、アントウェルペンへと侵攻した。この結果、デュムーリエ将軍はルクセンブルクとリンブルフを除く南ネーデルラントとリエージュ司教領を占領した⁵¹⁾。

1792年末ジロンド派の国民公会は、フランスの自然国境実現のために南ネーデルラントの諸州とリエージュ司教領を併合する布告を出した。さらに、これらの土地ではフランスで出されたすべての法令が適用されると布告した⁵²⁾。

1793年に国民公会はイギリスとオランダに宣戦し、オランダに侵攻したがプロイセン軍に敗北する。また、再度攻勢に転じたオーストリア軍は、1793年3月18日にネールウィンデン (Neerwinden) でデュムーリエ軍を敗北させた。こうしてオーストリアは再び南ネーデルラントを奪還した。しかし、1794年6月24日のフルーリュス (Fleurus) の戦いで、フランス軍はイギリス部隊の援助を受けたオーストリア軍に大勝した。勢いに乗るフランス軍は、ブリュッセルとアントウェルペンを獲得し、さらにオーストリア領ネーデルラント全域を再度支配下に置いた⁵³⁾。

1794年に南ネーデルラントがフランスに再占領された時、国民公会はジャコバン派 (山岳党) の手にあった。ジャコバン派は、自然国境の考えを敵視し、ベルギーを被占領国として支配した。フランスは、信用度の低いアシニャ紙幣を強制的に流通させ、重い税金の徴収と物資の徴用、芸術品の摘発とパリへの送付、暴力的な宗教迫害を行った⁵⁴⁾。このためベルギー人の反フランス感情は高まった。しかし、1794年7月27日の「テルミドールの反動」 (Réaction thermidorienne) によってジャコバン派が失脚し、穏健共和派が国民公会の主導権を握った。この結果、94年末から占領体制は緩和されることになった。

1795年8月1日、国民公会は、ネーデルラント南部、リエージュ司教領、スタヴロー・マルメディー (Stavelot-Malmédy) 司教領をフランスに併合することを投票により可決し、95年10月1日に布告した。さらに10月26日には旧ブイヨン (Bouillon) 公爵領もフランスに併合する布告がなされた⁵⁵⁾。

(2) フランスによる統治

1795年10月1日、ベルギー (南ネーデルラントおよびリエージュ司教領その他) はフランスに併合された。このことは、ブルゴーニュ、スペイン、オーストリアによる支配のもとでも守られてきた自治を失うことを意味した。フランスの支配のもとでのベルギーは、一つ

図2 フランス時代のベルギーの「県」(1795年)



(出所) Bitsch, *Histoire de la Belgique*, 2004, p. 65 より作成。

の地域 (province) となった。ベルギーには歴史的に独立した州が存在したが、伝統が考慮されることなく9つの県 (department) が設置された。(図2参照) 県の名前は、政治的に中立で地理的特徴を反映した名称が与えられた。こうしてできたのが、デイル (Dyle) 県、ジュマッパ (Jemappes) 県、リス (Lys) 県、サンプル・エ・ムーズ (Sambre-et-Meuse) 県、ウルト (Ourthe) 県、下ムーズ (Meuse Inferieure) 県、エスコール (Escaut) 県、デュー・ネット (Deux Neths) 県、フォレ (Forets) 県である。県は、郡 (arrondissement) に分割され、郡は小郡 (canton) に分割される。小郡は基礎自治体 (commune) によって構成された⁵⁶⁾。

フランス共和国における唯一の政治・行政言語はフランス語であるとされた。したがって、南ネーデルラントでも北部フランデレンのオランダ語地域においても郡レベルから基礎自治体まで行政官と役人にはフランス語が必須とされた。最近のフランス革命史研究が明らかにしているように、革命期のフランスでさえフランス語が使用されていたのはパリを中心とした地域

や聖職者などに限られていた⁵⁷⁾。ベルギーも共和国政府による中央集権的な言語政策の対象となったのである。新しいベルギーの県において知事、上級公務員、役人はパリで任命された。ヨーゼフ二世ができなかった伝統的な機関の廃止が行われ、フランスからもたらされた新しい機関に置き換わり、ベルギーにおいてはじめて行政機関と司法機関が統一された⁵⁸⁾。

ベルギーにおいてフランスの支配を歓迎したのは、旧ヴォンク主義者、ジャコバン主義者その他フランス革命を支持する少数者であり、多数はフランスの支配に批判的であった。内容面ではとくに、アシニャ紙幣の流通、徴兵制度、反宗教政策に対する批判が大きかった。革命フランスに対する敵意・反対は、地域的にはとくに緊密な共同体が根付いている農村地帯、社会的にはカトリック教会において顕著だった。革命フランスは、修道院を廃止し、教会財産を没収して国家財産として売却し、国家から教会を分離し、礼拝の実践を禁止した。また、カトリックのルーヴェン大学を閉鎖し、同様に宗教学校 (collège) も閉鎖し、戸籍を市町村長に委託し、離婚を認めた⁵⁹⁾。

1799年11月9日に「ブリュメール18日のクーデタ」(le 18 brumaire) が起き、ナポレオン・ボナパルト (Napoléon Bonaparte : 1769-1821) の独裁が始まると、宗教問題は緩和された。フランスの支配者となったナポレオンは、1801年7月に教皇庁と宗教協約 (コンコルダート : concordat) を結びカトリック教会との関係を改善した。宗教協約によって革命で否定されたカトリック教会は復権し、国家の管理下での宗教儀式的自由が復活した。信仰の自由を保障された農民層はナポレオンを支持し、ブルジョアジーも政府の活動に参加するようになった。

最終的には経済政策が重要な役割を果たした。アシニャ紙幣は良質な貨幣に置き換えられた。ベルギーもオランダもナポレオンの支配下に入ったことでエスコー (スヘルデ) 川が再開され、アントウェルペンに繁栄がもたらされた。さらにフランスの国内産業優先策が結果としてベルギー経済にも有利に働くことになった。フランスは、革命後1791年の関税改革を出発点として93年の「交戦国との通商禁止令」と「航海条例」により1786年の英仏通商条約を完全に廃棄した。さらにナポレオンは1806年のベルリン勅令と07年のミラノ勅令によって大陸封鎖令 (Blocus continental) を発し、大陸制度を完成させた⁶⁰⁾。大陸制度によりすべてのイギリスの貨物と船舶はナポレオン帝国の全域において通商禁止となったが、この政策はベルギー経済の発展を促した。アントウェルペン港は対イギリスのため拡張され、工業面ではイギリスとの競争を免れたベルギー製品がヨーロッパ大陸市場に輸出された。また、イギリス植民地から輸入されていたサトウキビに代わって甜菜の栽培と製糖業が発展した。

フランスに併合されたベルギーは、軍への武器や物資の供給地の一つとなり経済力が向上した。ベルギーのワロン地域の南部は石炭と鉄の天然資源に恵まれとくにエノー西部、シャルルロワ地域、リエージュ地域には主要な炭鉱が位置していた。フランスの支配下でそれまでであった採炭に関する規制や制限は撤廃され、炭鉱は激増した。これらの生産地はエスコー

(スヘルデ)川とムーズ(マース)川の二大河川によって結ばれ、生産を促進した。1789年から1811年の鉄生産は17,280トンから27,925トンに増大し、ベルギーはフランス帝国の鉄生産のうち25%を占めた。そして、リエージュでは兵器産業が発展し、帝国第4位の兵器生産地となった⁶¹⁾。

さらにナポレオン統治下の1800年代最初の10年ほどで繊維産業も発展した。毛織物地帯のヴェルヴィエでは、小規模な家内工業が中心であったが、機械化と集約化が進み大規模で強力な企業が活動した。同様に伝統的な毛織物地帯であるフランデレンは、リネン(綿製品)生産に転換した。紡績と織布は、ヘントに1801年と03年に設立された二大工場によって発展し、1806年には7万の紡錘が稼働し、47万2千キロの紡績生産を行った⁶²⁾。

ベルギーでは共和政時代、行政官・公務員の多くは共和主義者の革命家であった。1804年のナポレオン帝政への移行によっても、人員の不足もあり一定の監視後に革命家が公務員として採用された。1804年制定のナポレオン法典(Code Napoléon)はベルギー各県にも導入され、それまでの地域ごとに異なる法律は一掃された。こうしてベルギーは、統一された法制度の下で一体となることができた⁶³⁾。

フランスによる支配は1814年まで20年近く続いた。この期間は、のちのベルギーを形成するうえで重要な意味を持った。そして、ベルギーはフランス本国の県となったことでさまざまな経済的恩恵を受けた。さらに制度面での変更は決定的だった。南ネーデルラントに5700平方キロと45万人(全住民の五分之一)の旧リエージュ皇子司教領が合併したことは、経済的にも社会的にも大きな意味を持った。これらは、一体性を形成するようになった。また、中世以来の同君連合に代わって、単一支配のもとに置かれることにより領土の一体性が強まった。諸州の自治、特権、機構も廃止された。そして、治安判事、第一審裁判所、控訴院、重罪裁判所から成る司法制度やナポレオン法典、四民平等の原則、近代的官僚制国家は、ナポレオンの敗北後も維持され現在までほぼ続いてベルギーの制度として定着している⁶⁴⁾。

20年におよぶフランス支配は、リエージュを含む南ネーデルラントに一体性を与え、ナショナル・アイデンティティを醸成した。また、自由主義思想の普及も大いに進んだ。ただし、各州が自治と制度的特色を失ったとしても、この地域に特徴的な地方主義(particularisme)は消滅せず存続した⁶⁵⁾。

フランスの大陸制度はベルギー産業革命を開始させる大きな要因となったが、他方で、壊滅的打撃を受けるベルギー工業もあった。ナポレオンの大陸体制に対して、イギリスは枢密院令(勅令)を発し、1807年1月からすべてのフランスおよびフランスの同盟国との貿易を禁止する対抗措置をとった。イギリスによる海上封鎖(maritime blockade)は強力で、捺染用未漂白布地(織物)と紡績用原綿は減少しついに途絶えた⁶⁶⁾。このためヘントやヴェルヴィエの綿工業はおおきな打撃を受け、労働者の賃金は引き下げられた。

1810年末になると大陸制度による経済的打撃と徴兵制に対する不満によって、ホラント、

ブラーバント、フローニンゲンなどの地方やロッテルダムやアムステルダムなど大都市で暴動が発生した。また、ベルギーではカトリック教会がナポレオン体制に対する批判を公に口にするようになった。しかし、当局は司祭の投獄、厳しい検閲や警察によって 1813 年までフランス支配の体制を維持した⁶⁷⁾。

大陸制度による経済的打撃は、フランスのヨーロッパ支配に綻びを生じさせた。1810 年、穀物輸出に苦しむロシアのアレキサンドル一世 (Aleksandr I: 在位 1801-25) はティルジット条約を破り、大陸封鎖令を無効として対英輸出を再開した。これに対する制裁としてナポレオンはロシアに遠征しモスクワを占領したが、ロシア側の巧みな戦略にはまりナポレオンは兵士の大半を失い、12 年ナポレオンのロシア遠征は失敗した。ロシア遠征失敗により 13 年からヨーロッパ諸国による解放戦争が始まった。13 年 10 月、ライプツィヒの戦い (諸国民戦争) でナポレオン軍がプロイセン・ロシア・オーストリア連合軍に敗北し、ライン河左岸へと撤退した。反ナポレオンの同盟諸国は軍隊を前進させ、13 年末にフランスに侵攻し 14 年にはパリを陥落した。ナポレオンは退位に追いこまれ、14 年 5 月エルバ島に流された。

V. オランダ王国

(1) 南北ネーデルラントの統一

ナポレオン戦争後のヨーロッパ秩序の再建を目的として、1814 年 9 月からウィーン会議が開催された (15 年 6 月まで)。会議は、領土問題をめぐる各国の対立で難航したが、15 年 3 月のナポレオンのエルバ島脱出が伝わった。すると会議は最終議定書であるウィーン議定書を急いで作成し、会議は終了した。ウィーン議定書により消滅した連邦共和国に代わって立憲制のネーデルラント連邦王国 (オランダ王国) が復活した。オランダ王国は南ネーデルラントを得た。このオランダの南への拡大は、フランスの勢力拡張を阻止するためイギリスとプロイセンの要望を受けたものである。ただし、南ネーデルラントは毛織物工業のオイペン (Eupen)、皮革工業のマルメディー (Malmédy) およびザンクト・フィート (St-Vith) をプロイセンに割譲しなければならなかった。いずれにせよ南北ネーデルラントの統一は、200 年前のカール五世の低地諸国 17 州以来のことであった。なお、ルクセンブルクは、大公国に昇格するとともにウィレム一世の支配下に入ったが、ドイツ連邦の一員ともなった。そしてプロイセンはルクセンブルク市内に駐屯地を得た⁶⁸⁾。

しかし、200 年の間に南北の相違は大きくなっていった。オランダではカルヴァン主義を中心とするプロテスタントが有力であったのに対して、南ネーデルラントは、オランダ独立戦争でプロテスタントが去り、カトリックが圧倒的であった。言語面では、南ネーデルラントの北部フランデレンがオランダ語地域であり人口ではオランダ語が圧倒的に優位であった。

表2 オランダ王国政府における上級公務員の構成

| | オランダ人 | ベルギー人 |
|-----------|-------|-------|
| 大臣及び副大臣 | 12 | 3 |
| 国务院評定官 | 39 | 29 |
| 国务院書記 | 20 | 15 |
| 行政官及び局長 | 13 | 1 |
| 事務局長及び書記官 | 19 | 1 |
| 各省書記官 | 24 | 3 |
| 部局長 | 106 | 11 |
| 外交官 | 28 | 1 |
| 将軍 | 45 | 8 |
| 士官 | 1977 | 400 |

(出所) Dumont, *Histoire de la Belgique*, Paris, 1977, p. 357 より作成。

しかし、フランス時代に南ネーデルラントではフランス語が唯一の公式言語とされ、フランデレンでさえ上層の貴族やブルジョアジーはフランス語話者であった。

フランス革命前の南ネーデルラントでは10州がオーストリア皇帝による同君連合を形成しさらにリエージュ司教領が存在したが、フランスの支配によって9つの県に再編されて一元的な地域となり、オランダ王国に引き継がれることになった⁶⁹⁾。フランス支配は、ベルギーのアイデンティティの強化にもつながっており、15年後のベルギー独立の要因の一つである。

(2) オランダによる統治

新生オランダは立憲君主制国家であり、新憲法体制のもと国王にはオラニエ公ウィレム一世 (Willem I: 在位 1815-40) がついた。国王はハーグとブリュッセルに1年交替で滞在し、首都機能は南北両都市が交互に担った。議会は二院制をとった。上院は国王が任命する終身議員からなり、下院は納税額にもとづく制限選挙で選出された州議会から間接的に選ばれた110名の議員からなる。下院の110議席は、北部8州と南部9州でそれぞれ55名の同数とされた。しかし、人口は南部が350万であるのに対して北部は250万弱であったので、ベルギー人は議会において不当な扱いを受けていると感じた⁷⁰⁾。さらに、また、立憲君主制とはいえ国王の権限が極めて強力であり、立憲制は建前に過ぎなかったので、自由主義者は強く反発し、教権への介入を危惧するカトリック教会も新憲法体制を支持しなかった。

表2からわかるとおり、オランダ王国の行政、外交、軍隊においてオランダ人が圧倒的に主要な役割を演じた。ベルギー人の比率は低かったが、王国全体ではカトリック人口が75%を占めておりベルギー人の不満を加速した。ただし、北部ネーデルラントのカトリック教徒は、ベルギー人の急進性に恐怖を感じるようになり、南北のカトリック教徒の共闘は挫折することになる⁷¹⁾。

経済面でもベルギー人とオランダ人は正面から対立した⁷²⁾。強力な船団と海外への販路を持つ貿易国家オランダは、自由貿易を望んだ。これに対し、ベルギーは国内で生産される資源や製品をイギリスとの競争から守るために保護貿易を求めた。経済的には、ベルギーがオランダを上回って富裕であったが、国王は南部での産業振興を積極的に行った。国王ウィレム一世は、自由貿易主義的関税政策を変更し、ベルギーの利益に沿う関税率を設定した。また、道路建設と運河の掘削・改修など大規模なインフラ開発を行い南部経済に貢献した。例えば、サンプル川に運河が作られ、モンスとエスコー川の間、ブリュッセルを経由してシャルルロワとアントウェルペンの間、テルニューゼンとヘントの間にも水路が作られた。さらにアントウェルペン港が改修されて活動が活発化し、ヘントも海港となった。国王は株式会社の設立を許可するとともに、1822年に南部では最初の近代的銀行であるソシエテ・ジェネラルを創設した⁷³⁾。

国王による一連の産業振興政策は、当時始まっていたベルギーの産業革命を後押しした。ベルギーのワロン地域は石炭の産地であり、大きな河川で大都市と結ばれ、すでに産業革命を経験していたイギリスにも輸出されていた。ワロンではこうして石炭産業と金属工業が、フランドルとヴェルヴィエでは織物工業が発展した。1835年にはブリュッセルとメヘレン間で最初の蒸気機関車が開通することになる。ベルギーはヨーロッパ大陸で最初の産業革命を開始した。しかし、ベルギー人の受け止めは違った。富裕なベルギー人はオランダ経済の再建に貢献させられ、フランス統治下よりも搾取されていると感じたのである。

教育面では王は抜本的な改革を行った⁷⁴⁾。彼は、教育から聖職者を引き離し、教育の独占を教会から国家に取り戻そうとした。まず、初等教育では基礎自治体によって運営され国家の管理を受ける無料の学校を設立し、ついでフラマン語（オランダ語）の師範学校を設立した。1816年には大都市に中等学校が設立され、翌年にはウィレム一世によって南部に3つの大学が開校された。ヘントとリエージュには国立大学が設立され、フランス革命により閉鎖されたルーヴェン大学も再開されることになった。さらに中等学校の教師には国立大学での学位を要求した。ただし、政府はカトリック教会に対しては冷淡な態度をとり、実際2つの国立大学では、カトリック教会に批判的な自由主義的ブルジョアジーが教育を受けて卒業していくのだった。

王の改革の主要な目的の一つはベルギー人をフランス、フランス語、フランス文化およびフランス思想から引き離すことであった。1823年からオランダ語がフラマン語州とブリュッセルの行政と司法における唯一の公用語とされた。こうした言語に関する決定は、フランス語州のワロン人だけでなく、多くがフランス語話者であるフランデレンとブリュッセルのブルジョアジーも不安に陥れた。

VI. ベルギー独立革命とカトリックの変化

(1) 自由主義とカトリックの統一同盟（ユニオニスム）

1820年代の南ネーデルラントでは、オランダに抵抗する2つの運動が組織された⁷⁵⁾。そのうちのひとつカトリックの運動は、ヨーゼフ期よりも保守的ではなかった。なかでも青年によるカトリックの運動では、フランスのキリスト教民主主義の先駆者ラムネー（Félicité Robert de Lamennais: 1782-1854）の思想の人气が高かった。青年カトリック運動はラムネーの思想的影響を受け、出版や結社の自由を要求した。彼らは、リエージュの *Le Courrier de la Meuse* とヘントの *Le Catholique des Pays-Bas* の2つの新聞で意見を表明した。彼らは、フラマン語州とくに地方のカトリック大衆から支持を得ていた。

もう一つの反オランダ運動は、自由主義者によるものであった。その中心は、中流ブルジョアジー、自由業者、教育者などであった。自由主義者が当初問題にしたのは出版の自由であった。出版の自由は憲法に書かれてはいたが、実際には政府によって軽視されていた。青年の自由主義者は、年配者よりも反教権的でなく、*Le Courrier des Pays-Bas* と *Mathieu Laenberg* の二つの新聞を持っていた。後者の新聞は、リエージュで若手の弁護士や教師によって創刊されたもので、1829年1月には *Le Politique* と名称を変えた。

ウィレム一世は、1827年にヴァチカンとコンコルダートを締結した。これは、カトリックの南部を懐柔し南北が平和的に共存することを意図していた。しかし、コンコルダートは調印されるや否や空文となった。ウィレムは北部のプロテスタントから激しく批判され、空席となっていた司教座（1826年までにリエージュ、ヘント、ナミュールなどが空席）を埋めなかったのがカトリック教徒からはコンコルダートを実質的に破棄したとみなされた⁷⁶⁾。

コンコルダートの失敗をきっかけとしてベルギー人自由主義者は、カトリックとの和解へと考えを変えていった。彼らはウィレムによる学校改革や宗教政策を支持してきたが、私生活においてはカトリックを実践し、教会の社会的有用性を認めていた。1827年以降、ベルギーの自由主義者とカトリック教徒は、ウィレム一世支配体制の打倒と、北部と南部の行政の分離を求めて団結した。1827年からベルギーの新聞では、聖職者と自由主義者（反キリスト教的ヴォルテール主義者も含む）との同盟を含む「反対者の同盟（Union des Oppositions）」との表現が出現し、この同盟が政府の独裁に終止符を打つことを求めた。同盟の目的として報道の自由、議会に対する政府の責任および学校教育の自由が掲げられた。他方、彼ら相互の宗教的、哲学的相違は留保された。同盟結成の動きは北部には波及しなかった。北部で自由主義者は少なく、カトリックは議会に選出されていないほど政治力がなかったからである。そして北部ネーデルラントのカトリック教徒は、ベルギー人の急進性に恐怖を感じて、最終的に同盟から脱落した⁷⁷⁾。

最初はカトリック陣営と自由主義陣営の穏健派だけであったが、国家の統一維持を目的と

してオランダへの反抗が組織されて、幅広いカトリック陣営が加わり、統一同盟（ユニオニスム）が結成された。さらに、政府の自由主義系新聞への弾圧をきっかけにしてヴォルテール主義者を含む自由主義陣営が統一同盟に参加した。議会における統一同盟は、正式には1828年11月に結成された。統一同盟によりカトリックと自由主義の新聞は相互の攻撃をやめ、議員は閣僚の地位、コンコルダートのすべての条項の即時実現、カトリック学校の政府からの自由、政府事業や軍隊におけるより多くのベルギー人の雇用などを要求した⁷⁸⁾。

しかし、国王は1829年12月11日に改革を拒否するメッセージを議会に行った。そして、統一同盟の指導者の逮捕や国外追放に乗り出した。聖職者に率いられたカトリック大衆も国王の近代化政策の受益者であったブルジョアジーも反オランダの感情を共有した。さらに2年前前から猛威を振るう経済不況による失業や破産の増大、物価の高騰が大衆の感情を急進化させた。

(2) 独立戦争

1830年7月にフランスで七月革命が起きるとベルギーにも革命が飛び火した。30年8月25日、ブリュッセルのオペラハウス・モネ劇場でフランス語オペラ「ポルティチの啞娘」が上演された⁷⁹⁾。このオペラはスペインの圧政に対して反乱を起こしたナポリ人を描いたものであった。オペラに興奮した満員の観客は、そのまま街頭に出て反オランダデモをはじめ、暴動へと発展した。ブリュッセルでは、無秩序に対応できず統治能力を失った当局を前にブルジョアジーが市民に呼びかけ守備隊を結成して、秩序を再建した⁸⁰⁾。

8月末から南部ネーデルラント各地に反オランダの暴動は飛び火し、武装ほう起した一部は工場の略奪や放火に及ぶ場合もあった。王国の南部でのみ体制崩壊が起きたことは明らかだった。国王によって任命された当局は、暴動を鎮圧することができなかった。南部のブルジョアジーたちは、武装してこの社会暴動の鎮圧に乗り出した。暴動の興ったところではほとんどの場合、当局はブルジョアジーに権力を譲った⁸¹⁾。ただし、この段階では暴動は南部の自治を求めたものにとどまっていた。

ブリュッセル蜂起（1830年8-9月）以降、「9月の日々」における戦闘で、ベルギー側が勝利し、オランダ軍のほとんどはベルギーから撤退した。しかし、オランダ国王ウィレム一世は権力の移譲を拒否し、ブリュッセルの武装騒乱を鎮めるために軍隊を派遣した。ブルジョワジーの側はオランダ側との和解は困難であると判断し、オランダ国王軍との戦闘を決意した。1830年9月23日、志願兵によって守られていたブリュッセルに国王軍が進軍し、4縦隊のうち1縦隊がブリュッセル市内の公園に陣地を張って立てこもった。一斉射撃が国王軍に浴びせられ市街戦が始まった。国王軍は3日間の市街戦ののち9月26日夜に密かに公園から撤兵した。翌朝このニュースが伝わると解放された首都は熱狂に包まれた。ベルギーでは10月4日に臨時政府が樹立され独立が宣言された⁸²⁾。

(3) ベルギー王国の誕生

1830年10月5日、オランダは五大国（イギリス、フランス、ロシア、プロイセン、オーストリア）にベルギーへの軍事介入を要請した。これを受けて11月4日からベルギー独立問題を巡って列強を招集したロンドン会議が開催された⁸³⁾。会議では、ロシア、プロイセン、オーストリアはウィーン体制を破壊するものとしてベルギー独立に反対しオランダを支持した。他方、フランスは同国への防波堤として建国されたオランダ王国の解体を歓迎した。イギリスは、ベルギー独立がフランスの勢力拡大の防波堤となり欧州の勢力均衡を保証するものになるならば反対はしない態度であった。さらにイギリスでは11月15日に政権交代があり外相に自由党のパーマストン（Henry Palmerston：1784-1865）が就いた。彼は大陸の自由主義運動を支持し、ベルギー独立を支持したが、フランスによる併合を将来にわたって阻止することにも注意を払った。

1830年11月、ワルシャワ蜂起（1830-31）が勃発し、ロシア兵を一掃した。ロシアをはじめプロイセンとオーストリアはこの対応に追われ、ウィレム一世からの軍事援助要請に応じることができなかった。結局、ロンドン会議は、30年12月20日、イギリスのイニシャチブのもとベルギーの独立を基本的に承認した。そして、31年1月の議定書によりベルギーは列強の保証のもとで永世中立国となった。ベルギーの領土は1790年の国境線を基礎とするが、ルクセンブルクはウィレム一世の領土にとどまることになった⁸⁴⁾。ベルギー独立はウィーン体制の破綻を意味したが、ブラーバント革命とは異なり列強はベルギーの独立を受け入れたのである。

1830年10月4日に樹立されたベルギーの臨時政府は、憲法草案を起草するための国民議会の招集を決定した。11月3日に国民議会選挙が行われた。選挙はオランダ時代同様に納税額にもとづく制限選挙であったが、特別選挙人（capacité）⁸⁵⁾にも拡大して直接選挙で行われた。4万6千人の有権者のうち約3万人が投票し、200名の議員が選出された。議員は貴族、司祭および多くのブルジョアジーからなり、彼らの多くは穏健なカトリックか自由主義者であった。また、議員の全員がフランス語を話し、フランス語が公用語となった。

1830年11月18日、国民議会はベルギー人の独立を宣言し、代議制の立憲君主国家となることを明言した。この原則に基づき国民議会は、憲法制定の作業を開始し、31年2月7日国民議会は憲法を採択した⁸⁶⁾。憲法は、人民主権を明確にし、法の前の平等、教育・報道の自由、宗教の自由を宣言し、当時のヨーロッパで最も自由主義的内容をもった。また、地方分権主義が未だに強いにもかかわらず、議会はアンシャン・レジーム期の州自治の再建を拒否し、中央集権国家を建設した。ベルギー憲法の影響は、1848年2月以降のヨーロッパ各国の革命でベルギー憲法に範をとる憲法が作成されたことからみとれる。新国家の立法府として二院制（代議院と元老院）を採用したが、選挙権は納税額によって与えられた（人口の1%程度）。したがって、新国家はブルジョワジーが政治権力を掌握することを保障した。

また、新生ベルギーは当時のウィーン体制を前提としていたため立憲君主制を採用することになったが、国王を得れば国際面でベルギーの国益がよりよく守られると多くのベルギー人は期待していた。そのため国民議会は国王を探す必要があったが、列強の思惑が絡み国王探しは難航した。最終的にベルギー首相ジョセフ・ルボー（Joseph Lebeau）⁸⁷⁾ が、ドイツの領邦君主ザクセン・コーブルク・ゴータ公（Prince de Saxe-Corbouurg-Gotha: 1790-1865）と交渉し国王就任の約束を取り付けた。国民議会は 31 年 6 月 4 日、196 人の投票者のうち 152 票を得てゴータ公を初代国王に選出した。ゴータ公はロンドン会議の「18 か条条約」をベルギーが受け入れることを条件にしていた。1831 年 7 月 9 日に「18 か条条約」の署名が行われ、7 月 21 日ゴータ公は、ブリュッセルに入城した。そして彼は憲法に忠誠を宣誓して、レオポルド一世（Léopold I: 在位 1831-65）として王位についた⁸⁸⁾。

しかし、オランダのウィレム一世は「18 か条条約」への署名を拒否し 1831 年 8 月 2 日にはベルギーの再征服を企てた。この企てはフランスからの遠征軍によって阻止されたが、31 年 10 月 14 日に再度ロンドン会議が開かれ、新たによりベルギーにとって不利な「24 か条条約」が結ばれた。これによりベルギーはフランデレンのゼーラントとマーストリヒト地方を放棄した。ルクセンブルクは、東西に分割され、西側（フランス語圏）はベルギー領となったが、東側（ドイツ語圏）はウィレム一世の領土となった。ただし、オランダが「24 か条条約」を受け入れてベルギーの独立を承認したのは 1838 年になってからであった。それまでは、ベルギーがリンブルフとルクセンブルクのドイツ語圏を事実上統治した⁸⁹⁾。

ベルギーの領土と国際的地位を最終的に決めた条約が、1939 年 4 月 19 日ロンドンでベルギー、オランダおよび 5 大国によって調印された。このロンドン条約によってイギリス、フランス、プロイセン、オーストリアおよびロシアの 5 大国はベルギーの永世中立を保障し、ベルギー・オランダ両国間の懸案であった「ルクセンブルク問題」が解決した⁹⁰⁾。ロンドン条約によってルクセンブルクの東半分（ドイツ語圏）がルクセンブルク大公国としてオランダと同君連合となり、またドイツ連邦の一員となった。他方、西半分（フランス語圏）がベルギー領リュクサンブール州となった。ただし、フランスが対ドイツ連邦の軍事上の理由からドイツ語圏のアルロン（Arlon）地方もベルギー領に編入するよう要求し、これが認められた。

(4) キリスト教民主主義の影響

ベルギー独立には、キリスト教民主主義が大きな影響を与えた。キリスト教民主主義の先駆者とされるのは、フランス人司祭のラムネー⁹¹⁾ である。彼は 1826 年に『市民的秩序との関係から見た宗教』⁹²⁾ を著し、教皇の権威を絶対的なものとするウルトラモンタニスム（Ultramontanism）を提唱したことで名声を博した。ラムネーのウルトラモンタニスムは、オランダやプロイセンなどプロテスタント政権のもとにあるカトリック教徒を鼓舞した。

しかし、ラムネーは復古王政期の自由主義的思潮の中で、民衆の立場に立つ宗教思想家に変貌していった⁹³⁾。彼はウルトラモンタニズムを捨て、カトリック自由主義に転向した⁹⁴⁾。ラムネーは、彼の進むべき道をベルギーにおけるカトリック教会のオランダ政府に対する自由独立運動のなかに発見した⁹⁵⁾。ラムネーはそこに市民権の自由原則、宗教、教育、出版、結社の自由をカトリックの原則とする姿勢をみた。彼はベルギーの統一同盟の影響を受けて『フランス革命と反教会闘争の発展』⁹⁶⁾ (以下、『発展』と略記)を1829年に出版した。『発展』は、ブルボン復古王政のガリガニズムを批判し、国家と教会の問題を分離することを要求し、教会は自由を求める民衆と連帯しなければならないと主張した。ラムネーは王政における教会の隷属状態を批判し、国家による統制のない教会の自由を出版、結社および教育の自由へと拡大し、自由主義的社会を展望したのである。

ラムネーは、今度はベルギーのカトリック教徒に対して統一同盟を維持・発展するよう鼓舞した。『発展』はベルギーで大反響を引き起こし、1829年夏の終わりまでに3回も印刷された。ベルギー人有識者の中には、ラムネーと書簡のやり取りをしたり、パリの彼のもとを訪ねて意見を交換する者もいた。こうしてベルギー独立革命において立憲的、自由主義的国家を目指す土台が据えられたのである⁹⁷⁾。

1830年の七月革命は、当時の人々の目にラムネーの思想の実現であると映った。七月革命直後、ラムネーと彼の弟子たちは新聞『未来』(*L'Avnir*)を発行した。同紙は「神と自由」(*Dieu et la liberté*)を掲げ、自由、政教分離、普通選挙など民主主義的要求を行った。このため、キリスト教と民主主義とを両立させるキリスト教民主主義の起源は、新聞『未来』にあると言われている⁹⁸⁾。なお、『未来』を刊行したラムネーの弟子には、モンタランベール(Charles René Forbes de Montalembert: 1810-1870)やラコルダール(Jean-Baptiste-Henri Lacordaire: 1802-1861)がいた。

『未来』が刊行された期間はわずか1年であったが、その影響はドイツ、イタリア、ポーランド、アイルランドにまで広がった。とくにラムネーがカトリック教徒と自由主義者の協力という理想の実現と見たベルギーでは大きな影響力を持った⁹⁹⁾。ラムネーの思想はすでにベルギーで広く普及していたが、『未来』の同国での発行部数はフランスの3倍以上であった。また、『未来』もベルギーの独立革命についても詳しく伝え、とくに憲法草案については大規模に報道した¹⁰⁰⁾。

ベルギー憲法を審議する国民議会が1830年秋に選出され、200人の議員には13人の聖職者も選ばれ、自由主義者とカトリックとの連携で草案が作成された。憲法の土台には人民主権が規定され、自由主義者は教会の独立性を認め、カトリックは民事婚を受け入れた。政教分離を含めてラムネーの提案は、ほぼすべてベルギー憲法に採用された。ベルギー憲法は、1830-31年にかけて完成し採決された。

ところが、『未来』のキリスト教民主主義は、ヴァチカン(教皇庁)から批判を受ける。

教皇グレゴリウス十六世 (Gregorius XVI: 在位 1831-46) は、1832 年 8 月の回勅『ミラリ・ヴォス』(*Mirari vos*) で名指しこそしなかったがラムネーの主張を批判した¹⁰¹⁾。回勅は、政教分離、言論・出版の自由、革命およびカトリックと自由主義との同盟は、誤謬であるとして『未来』を糾弾した。1831 年 11 月に財政的事情から休刊していた『未来』は、教皇による批判を受け廃刊を余儀なくされた。

教皇による実質的なラムネー批判は、ベルギー人に大きな衝撃を与えた。ただし、1832 年夏までにベルギーのカトリック教徒は、聖職者も含めて新しい国家と憲法を支持していたので後戻りすることはなかった。ベルギーのカトリック系新聞は、ラムネーのキリスト教民主主義の主張を擁護し続けた。さらに『未来』に倣って新しい新聞を創刊した。新聞の名前は『ユニオン』でスローガンは『未来』と同じ「神と自由」であった¹⁰²⁾。

また、教皇の側もベルギーのカトリックについては言及を避けていた。『ミラリ・ヴォス』にはベルギーについての言及はなく、グレゴリウス十六世だけでなく後継のピウス九世 (Pius IX: 在位 1846-78) もベルギーの自由主義的憲法を批判することはなかった。こうしたヴァチカンの態度は、自由主義者との統一同盟が果たした役割の大きさに配慮したこととレオポルド一世との良好な関係を切望したためであると考えられる¹⁰³⁾。19 世紀に他のヨーロッパ諸国ではヴァチカンによって禁じられた自由カトリシズムとキリスト教民主主義は、唯一ベルギーにおいては教皇庁黙認のもと存続したのである。

ラムネーは、1834 年 4 月に匿名で『一信者の言葉』¹⁰⁴⁾ を出版し、『ミラリ・ヴォス』に反論した。彼は、福音書には正義、自由、平等の原理が説かれており、苦難を受けている民族には福音の名において革命が勧められていると述べた。聖書の中に自由主義と民主主義の原理を見出した本書は、フランス国内外で多くの読者を獲得し数十万部が販売された。ベルギーでも 3 種類のオランダ語訳が出版された¹⁰⁵⁾。しかし、グレゴリウス十六世は、1834 年 7 月に回勅『シングラリ・ノス』(*Singulari nos*) を発してラムネーを批判し、彼をカトリック教会から破門した¹⁰⁶⁾。これに対してラムネーは 1836 年に『ローマ問題』¹⁰⁷⁾ を出版しカトリック教会と決別した。

おわりに

20 年近いベルギーのフランスへの併合は、オランダとは別の道を歩む土台となった。フランスによる統治により、中世から地方分権的なベルギーが一体化したばかりか、自由主義思想がオランダよりもベルギーで深く根を下ろした。オランダの権威主義的王国への併合とそれへの抵抗がカトリックと自由主義者を結合させたのである¹⁰⁸⁾。

19 世紀のヨーロッパにおいて、自由主義とカトリックは、厳しく対立していた。ところがベルギーにおいては、反オランダで一致した自由主義者とカトリック教会は統一同盟を結

成し、ベルギー独立の原動力となった。そして、1831年のベルギー憲法は、当時のヨーロッパで最も自由主義的な内容を持っていた。

ベルギーのカトリックは、当初は歴史的経緯から戦術として自由主義者との同盟を結成したが、自由主義的な憲法体制を支え自由カトリシズムを基本方針とするようになった。ベルギーの自由カトリシズムは、自由主義と民主主義を認め、キリスト教民主主義の先駆となったのである。

注

- 1) 小島健「キリスト教民主主義とヨーロッパ 1919-1948年」、『東京経大会誌』第313号、2022年、参照。
- 2) Bernard A. Cook, *Belgium: A History*, New York: Peter Lang, 2002, p. 35; Nick Ridley, *The Belgian Revolt of 1830*, London: Routledge, 2025, p. 10.
- 3) ミュンスター条約については、成瀬治「国際政治の展開」、『世界歴史14』岩波書店、1969年、87-90頁、参照。
- 4) Marie-Thérèse Bitsch, *Histoire de la Belgique: De l'Antiquité à nos jours*, Paris: Complexe, 2004, p. 50; Ridley, *op. cit.*, pp. 8-9.
- 5) Cook, *op. cit.*, p. 37; 成瀬, 前掲論文, 90-92, 101-102頁。
- 6) フランスで唱えられた、東はアルプスとライン河、北と西は大西洋と英仏海峡、南はピレネー山脈と地中海がフランスの国土の境界線であるとする説。
- 7) Cook, *op. cit.*, p. 37; 成瀬, 前掲論文, 82頁。
- 8) Cook, *Ibid.*, p. 38.
- 9) Ridley, *op. cit.*, p. 10.
- 10) Cook, *op. cit.*, p. 38; Ridley, *Ibid.*
- 11) Cook, *Ibid.*, p. 39; Ridley, *Ibid.*, p. 11; 成瀬, 前掲論文, 103頁。
- 12) 1701年にプロイセン公国はスペイン継承戦争で神聖ローマ帝国に軍事援助したことなどにより王国に昇格した。初代国王としてフリードリヒ一世が即位した。
- 13) Bitsch, *op. cit.*, p. 51; Cook, *op. cit.*, p. 39.
- 14) Bitsch, *Ibid.*, pp. 51-52; Cook, *Ibid.*, p. 40; Ridley, *op. cit.*, p. 11.
- 15) Ridley, *Ibid.*, p. 11; 進藤牧郎「オーストリア啓蒙専制主義」、『世界歴史 17』岩波書店、1970年、381-382頁。
- 16) Ridley, *Ibid.*, p. 12; 成瀬, 前掲論文, 121-123頁; 進藤, 同上論文, 385-386頁。
- 17) Georges-Henri Dumont, *Histoire de la Belgique*, Paris, 1977, pp. 276-277; 成瀬, 同上論文, 123-124頁; 進藤, 同上論文, 389頁。
- 18) Ridley, *op. cit.*, p. 11; 成瀬, 同上論文, 126頁; 進藤, 同上論文, 394頁。
- 19) Ridley, *Ibid.*, p. 12.
- 20) Cook, *op. cit.*, p. 42; Kas Deprez and Louis Vos (eds.), *Nationalism in Belgium: Shifting Identities, 1780-1995*, London: Macmillan, 1998, p. 23.
- 21) Deprez and Vos, *Ibid.*, p. 26; Riley, *op. cit.*, p. 11.
- 22) "La Charte de la Joyeuse Entrée (3 janvier 1356)", in : *Documents d'histoire de Belgique* :

- Tome I: De la préhistoire à 1830*, Document 54, pp. 113-115 ; 河原温 「『身分制国家』 形成の一里程標 (十四世紀) プラーバントの即位大典 (一三五六年)」, 歴史学研究会編『世界史史料』第 5 卷, 岩波書店, 2007 年。
- 23) ジョウユーズ・アントレについては次を参照。Bitsch, *op. cit.*, p. 28 ; Deprez and Vos, *op. cit.*, p. 27; Dumont, *op. cit.*, 1977, pp. 104-105; Ridley, *op. cit.*, p. 13 ; 小島健 「ベルギー連邦制の歴史的起源」, 『東京経大会誌』 第 325 号, 2025 年, 72-73 頁。
- 24) Bitsch, *Ibid.*, p. 51; Ellen Lovell Evans, *The Cross and the Ballot: Catholic Political Parties in Germany, Switzerland, Austria, Belgium and The Netherlands, 1785-1985*, Boston: Humanities Press, 1999, p. 18.
- 25) Deprez and Vos, *op. cit.*, p. 24; Evans, *Ibid.*, 18; Ridley, *op. cit.*, p. 17.
- 26) Bitsch, *op. cit.*, p. 52; Deprez and Vos, *Ibid.*, p. 25.
- 27) Cook, *op. cit.*, p. 43; Dumont, *op. cit.*, 1977, pp. 279-282.
- 28) Dumont, *Ibid.*, p. 278 ; 進藤, 前掲論文, 399-400 頁。
- 29) Cook, *op. cit.*, p. 44; Georges-Henri Dumont, *La Belgique: hier et aujourd'hui.*, 5^e édition, Paris: Presses Universitaires de France, 2011, pp. 47-48; Ridley, *op. cit.*, p. 13.
- 30) Deprez and Vos, *op. cit.*, p. 33; Evans, *op. cit.*, p. 18.
- 31) Bitsch, *op. cit.*, p. 52; Cook, *op. cit.*, p. 44.
- 32) Bitsch, *Ibid.*, p. 52; Ridley, *op. cit.*, pp. 14-17.
- 33) Bitsch, *Ibid.*, pp. 52-53; Cook, *op. cit.*, p. 44; Dumont, *op. cit.*, 2011, p. 48-49; Evans, *op. cit.*, p. 19; Ridley, *Ibid.*, pp. 13-14.
- 34) Bitsch, *Ibid.*, p. 57; Evans, *Ibid.*, p. 19; Ridley, *Ibid.*, p. 14.
- 35) Bitsch, *Ibid.*, p. 58; Deprez and Vos, *op. cit.*, pp. 29-30.
- 36) Bitsch, *Ibid.*, p. 57; Deprez and Vos, *Ibid.*, pp. 31-32; Ridley, *op. cit.*, p. 17.
- 37) Bitsch, *Ibid.*, pp. 57-58; Dumont, *op. cit.*, 2011, p. 49.
- 38) Bitsch, *Ibid.*, p. 58; Dumont, *Ibid.*, p. 49; Ridley, *op. cit.*, p. 18.
- 39) Bitsch, *Ibid.*, p. 58; Deprez and Vos, *op. cit.*, p. 34. 「ベルギー」の名称は, 古代ローマ時代にこの地域に居住していたケルト系のベルガエ族 (Belgae) に由来する。カエサルは『ガリア戦記』において彼らを「ガリアで最も勇敢な部族」と評し, 後にこの地域はローマの属州ガリア・ベルギガ (Gallia Belgica) となった。江戸時代に出島を通じてオランダ語のベルヒエ (België) が日本語に取り入れられベルギー (白耳義) と呼ばれるようになったものと考えられる。なお, フランス語ではベルジック (Belgique), 英語ではベルジャン (Belgium) である。
- 40) Bitsch, *Ibid.*, p. 58; Ridley, *op. cit.*, pp. 18 and 22.
- 41) Ridley, *Ibid.*, p. 18.
- 42) Ridley, *Ibid.*, p. 20.
- 43) Bitsch, *op. cit.*, p. 58; Deprez, *op. cit.*, p. 34; Ridley, *Ibid.*, pp. 20 and 23.
- 44) Evans, *op. cit.*, p. 20.
- 45) リエージュ皇子司教領の成立過程については以下を参照。Cook, *op. cit.*, p. 4; Dumont, *op. cit.*, 1977, pp. 58-59 ; 小島, 前掲論文, 2025 年, 67 頁。
- 46) Bitsch, *op. cit.*, p. 59.
- 47) “La paix de Fexhe (18 Juin 1316)”. in: *Documents d'histoire de Belgique: Tome I: De la*

- préhistoire à 1830*, Document 53, pp. 112-113; Bitsch, *Ibid.*, p. 28 ; 小島, 前掲論文, 2025 年, 67 頁。
- 48) Bitsch, *Ibid.*, p. 60.
- 49) Bitsch, *Ibid.*, p. 62; Dumont, *op. cit.*, 1977, pp. 315-317; Ridley, *op. cit.*, p. 23.
- 50) Ridley, *Ibid.*, p. 27.
- 51) Bitsch, *op. cit.*, pp. 59 and 63; Dumont, *op. cit.*, 1977, p. 319; Ridley, *Ibid.*, p. 27.
- 52) Ridley, *Ibid.*, pp. 28-29.
- 53) Bitsch, *op. cit.*, pp. 59 and 63; Dumont, *op. cit.*, 1977, pp. 323-324; Ridley, *Ibid.*, pp. 28-29.
- 54) Bitsch, *Ibid.*, p. 64. アシニヤ (assignat) は, フランス革命時 (1789-96 年) の国有財産担保の紙幣である。
- 55) Bitsch, *Ibid.*, p. 64; Dumont, *op. cit.*, 1977, p. 326.
- 56) Bitsch, *Ibid.*, p. 65; Ridley, *op. cit.*, p. 31.
- 57) 例えば谷川稔『十字架と三色旗』岩波現代文庫, 2015 年, 148-151 頁, 参照 (単行本, 山川出版社, 1997 年)。
- 58) Bitsch, *op. cit.*, pp. 65-66.
- 59) Bitsch, *Ibid.*, p. 66; Ridley, *op. cit.*, p. 32.
- 60) Bitsch, *Ibid.*, 67; Ridley, *Ibid.*, p. 34 ; 遠藤輝明「フランスにおける資本主義の発達」, 『世界歴史 19』岩波書店, 1971 年, 298 頁。
- 61) Ridley, *Ibid.*, pp. 32-33 ; 石坂昭雄『オランダ型貿易国家の経済構造』未来社, 1971 年, 312-313 頁。
- 62) Dumont, *op. cit.*, 1977, pp. 334-335; Ridley, *Ibid.*, p. 33.
- 63) Bitsch, *op. cit.*, pp. 65-66; Ridley, *Ibid.*, p. 31.
- 64) Bitsch, *Ibid.*, p. 68; Deprez and Vos, *op. cit.*, p. 35; Dumont, *op. cit.*, 2011, p. 53.
- 65) Bitsch, *Ibid.*, p. 68; Evans, *op. cit.*, p. 20.
- 66) Ridley, *op. cit.*, p. 34 ; 遠藤, 前掲論文, 298 頁。
- 67) Ridley, *Ibid.*, pp. 34-35.
- 68) Bitsch, *op. cit.*, p. 69.
- 69) 旧フランスの県名とオランダ王国での州名は以下の通りである。1. 下ムーズ県→リンブルフ州, 2. ウルト県→リエージュ州, 3. サンプル・エ・ムーズ県→ナミュール州, 4. ジュマップ県→エノー州, 5. フォレ県→ルクセンブルク州, 6. リス県→西フランデレン州, 7. エスコー県→東フランデレン州, 8. デュー・ネット県→アントウェルペン州, 9. デイル県→南ブラーバント州およびアルデンヌの一部。Dumont, *op. cit.*, 1977, p. 326 ; 石坂, 前掲書, 322 頁, 参照。
- 70) Bitsch, *op. cit.*, p. 69; Deprez and Vos, *op. cit.*, p. 37; Evans, *op. cit.*, p. 21.
- 71) Deprez and Vos, *Ibid.*, p. 37.
- 72) Bitsch, *op. cit.*, p. 69; Evans, *op. cit.*, p. 21.
- 73) Bitsch, *Ibid.*, p. 70.
- 74) Dumont, *op. cit.*, 1977, pp. 355-356; Evans, *op. cit.*, p. 21.
- 75) Bitsch, *op. cit.*, p. 71.
- 76) Bitsch, *Ibid.*, p. 72; Deprez and Vos, *op. cit.*, p. 36; Dumont, *op. cit.*, 1977, p. 356; Evans, *op. cit.*, p. 23.

- 77) Deprez and Vos, *Ibid.*, pp. 36-37; Dumont, *Ibid.*, 1977, pp. 357-363; Evans, *Ibid.*, p. 23.
- 78) Bitsch, *op. cit.*, pp. 72-73; Deprez and Vos, *Ibid.*, p. 37; Evans, *Ibid.*
- 79) *La Muette de Portici*. 作曲はオベール (Auber, Daniel-François-Esprit)。初演は 1828 年, パリ, オペラ座。スタンリー・セイディ編『新グローブオペラ事典』(普及版) 白水社, 2011 年, 642-644 頁。
- 80) Bitsch, *op. cit.*, pp. 79-80.
- 81) Deprez and Vos, *op. cit.*, p. 37; Dumont, *op. cit.*, 2011, p. 57.
- 82) Bitsch, *op. cit.*, p. 81; Deprez and Vos, *Ibid.*, p. 37; Dumont, *Ibid.*, 2011, p. 57.
- 83) Bitsch, *Ibid.*, pp. 82-83.
- 84) Bitsch, *Ibid.*, p. 83.
- 85) =capacitaire. 制限選挙で納税額が基準以下でも個人の教養や職業によって選挙権を特に認められた有権者。司祭や大学の学位取得者など。
- 86) Bitsch, *op. cit.*, p. 82; Deprez and Vos, *op. cit.*, p. 38.
- 87) 1794-1865. ウイ (Huy) 出身の弁護士で 1824 年 4 月にリエージュで *Mathieu Laensberg* (1828 年から *Le Politique*) を創刊した一人。オランダの支配体制に反対し, 1831 年に首相となりベルギーの外交政策に決定的な影響を与えた。
- 88) Bitsch, *op. cit.*, pp. 83-85.
- 89) Bitsch, *Ibid.*, p. 85.
- 90) Gilbert Trausch, *Histoire du Luxembourg*, Paris: Hatier, 1992, pp. 80-81 (岩崎允彦訳『ルクセンブルクの歴史』刀水書房, 1999 年, 82-83 頁)。
- 91) ラムネーについての記述は以下を参考にした。Karl Otmar von Aretin, *The Papacy and the Modern World*, New York: McGraw-Hill, 1970, pp. 50-62 (澤田昭夫訳『カトリシズム——教皇と近代世界——』平凡社, 1973 年, 61-72 頁); L.J. Rogier, Sauvigny, G. De Bertier de et Hajjar, Joseph, *Siècle des lumières révolutions restaurations*, Paris: Seuil, 1966, pp. 423-426 (上智大学中世思想研究所編訳 / 監修『ロマン主義時代のキリスト教』講談社, 1982 年, 260-265 頁); J. P. Mayer, *Political Thought in France: from the Revolution to the Fourth Republic*, Revised edition, London: Routledge & Kegan Paul Ltd., 1949, p. 22 (五十嵐豊作訳『フランスの政治思想』岩波書店, 1956 年, 51 頁); André-Jean Tudesq, *La démocratie en France depuis 1815*, Paris: Presses Universitaires de France, 1971, pp. 39-40 (大石明夫訳『フランスの民主主義——一八一五年以後——』評論社, 1974 年, 49-50 頁); Louis Le Guillou, *Lamennais*, Desclée de Brouwer, 1969 (伊藤晃訳『ラムネーの思想と生涯』春秋社, 1989 年); Louis Le Guillou, *Les Lamennais: Deux frères, deux destins*, Paris: Les Éditions Ouvrières, 1990; 高山裕二「民主主義と宗教——ラムネとトクヴィル」, 宇野重規, 伊達聖伸, 高山裕二編著『社会統合と宗教的なもの——十九世紀フランスの経験』白水社, 2011 年; 小島健「ヨーロッパにおけるキリスト教民主主義の起源」, 『東京経済学会誌』第 317 号, 2023, 96-100 頁。
- 92) Félicité Robert de Lamennais, *De la religion considérée dans ses rapports avec l'ordre civil*, 1826.
- 93) Michael Patrick Fogarty, *Christian Democracy in Western Europe, 1820-1953*, New York: Routledge, 2018 (First published in 1957), p. 155; 安藤隆穂『フランス自由主義の成立』名古屋大学出版会, 2007 年, 294 頁; 高山, 前掲論文, 79 頁。

- 94) Irving, *op. cit.*, p. 22; Fogarty, *op. cit.*, pp. 155-158 ; 小島, 前掲論文, 2023 年, 96-100 頁。
- 95) Evans, *op. cit.*, p. 24.
- 96) Lamennais, *Des progrès de la révolution et de la guerre contre l'Église*, 1829.
- 97) Evans, *op. cit.*, p. 24.
- 98) Roberto Papini, *The Christian Democrat International*, Lanham: Rowman & Littlefield Publishers, 1997, p. 1.
- 99) Aretin, *op. cit.*, pp. 55-57 (邦訳, 66-67 頁); Fogarty, *op. cit.*, p. 156; Sauvigny, *op. cit.*, p. 425 (邦訳, 263 頁); 安藤, 前掲書, 294 頁。
- 100) Evans, *op. cit.*, p. 26.
- 101) Evans, *Ibid.*; Ronald Eckford Mill Irving, *Christian Democracy in France*, London: George Allen & Unwin, 1973, p. 28; Sauvigny, *op. cit.*, pp. 425-426 (邦訳, 264 頁); 高山, 前掲論文, 115-116 頁。
- 102) Evans, *Ibid.*, p. 26.
- 103) Evans, *Ibid.*, pp. 26-27.
- 104) Lamennais, *Paroles d'un croyant*, 1834.
- 105) Evans, *op. cit.*, p. 26 ; 小島, 前掲論文, 2023 年, 98-99 頁。
- 106) Evans, *Ibid.*, p. 27 ; 小島, 同上論文, 99 頁。
- 107) Lamennais, *Affaires de Rome*, 1836.
- 108) Deprez and Vos, *op. cit.*, p. 38.

参考文献

【欧語】

- Arblaster, Paul, *A History of the Low Countries*, Second Edition, New York: Palgrave Macmillan, 2006.
- Aretin, Karl Otmar von, *The Papacy and the Modern World*, New York: McGraw-Hill, 1970 (Translated by Roland Hill) (澤田昭夫訳『カトリシズム——教皇と近代世界——』平凡社, 1973 年).
- Bitsch, Marie-Thérèse, *Histoire de la Belgique: De l'Antiquité à nos jours*, Paris: Complexe, 2004.
- Blom, J.C.H. and Emiel Lamberts (eds.), *History of the Low Countries*, New York: Berghahn Books, 1999.
- Cook, Bernard A., *Belgium: A History*, New York: Peter Lang, 2002.
- Deprez, Kas and Louis Vos (eds.), *Nationalism in Belgium: Shifting Identities, 1780-1995*, London: Macmillan, 1998.
- Dumont, Georges-Henri, *Histoire de la Belgique*, Paris: Hachette, 1977.
- Dumont, Georges-Henri, *La Belgique: hier et aujourd'hui*, Paris: Presses Universitaires de France (Que sais-je ?), 1991, 1^{re} édition (村上直久訳『ベルギー史』白水社, 1997 年), 5^e édition, 2011.
- Evans, Ellen Lovell, *The Cross and the Ballot: Catholic Political Parties in Germany, Switzerland, Austria, Belgium and The Netherlands, 1785-1985*, Boston: Humanities Press, 1999.

- Fitzmaurice, John, *The Politics of Belgium: A Unique Federalism*, London: Hurst, 1996.
- Fogarty, Michael Patrick, *Christian Democracy in Western Europe, 1820–1953*, New York: Routledge, 2018 (First published in 1957).
- Humes, Samuel, *Belgium: Long United, Long Divided*, London: Hurst, 2014.
- Irving, Ronald Eckford Mill, *Christian Democracy in France*, London: George Allen & Unwin, 1973.
- Irving, Ronald Eckford Mill, *The Christian Democratic Parties of Western Europe*, London: George Allen and Unwin, 1979.
- Lamennais, Félicité Robert de, *Le Livre du peuple*, Éditions Croisées, 1837.
- Lamennais, Félicité Robert de, *Paroles d'un Croyant*, Éditions Croisées, 1834.
- Le Guillou, Louis, *Lamennais*, Desclée de Brouwer, 1969 (伊藤晃訳『ラムネーの思想と生涯』春秋社, 1989年).
- Le Guillou, Louis, *Les Lamennais: Deux frères, deux destins*, Paris: Les Éditions Ouvrières, 1990.
- Mayer, J. P., *Political Thought in France: from the Revolution to the Fourth Republic*, Revised edition, 1949, in the International Library of Sociology and Social Reconstruction, London: Routledge & Kegan Paul Ltd. (五十嵐豊作訳『フランスの政治思想——大革命から第四共和政まで——』岩波書店, 1956年).
- Papini, Roberto, *The Christian Democrat International*, Lanham: Rowman & Littlefield Publishers, 1997, translated by Robert Royal, First published in Italian as *L'Internazionale DC: La cooperazione tra i partiti democraici cristiani dal 1925 al 1985* by Roberto Papini, copyright 1986 by Franco Angeli Libri s.r.l, Milan, Italy.
- Ridley, Nick, *The Belgian Revolt of 1830*, London: Routledge, 2025.
- Rogier, L.J., Sauvigny, G. De Bertier de et Hajjar, Joseph, *Siècle des lumières révolutions restaurations*, Paris: Seuil, 1966 (上智大学中世思想研究所編訳 / 監修『ロマン主義時代のキリスト教』講談社, 1982年).
- Tudesq, André-Jean, *La démocratie en France depuis 1815*, Paris: Presses Universitaires de France, 1971 (大石明夫訳『フランスの民主主義——一八一五年以降——』評論社, 1974年).
- Trausch, Gilbert, *Histoire du Luxembourg*, Paris: Hatier, 1992 (岩崎允彦訳『ルクセンブルクの歴史——小さな国の大きな歴史』刀水書房, 1999年).
- Wils, Lode, *Histoire des nations belges*, Ottignies LLN: Quorum, 1996.

【邦語】

・書籍

- 安藤隆穂『フランス自由主義の成立——公共圏の思想史——』名古屋大学出版会, 2007年。
- 石坂昭雄『オランダ型貿易国家の経済構造』未来社, 1971年。
- 今来陸郎『中欧史』(新版)山川出版社, 1971年。
- 宇野重規, 伊達聖伸, 高山裕二編著『社会統合と宗教的なもの——十九世紀フランスの経験』白水社, 2011年。
- 小川秀樹編著『ベルギーを知るための52章』明石書店, 2009年。
- カエサル『ガリア戦記』(近山金次訳), 岩波書店(岩波文庫), 1942年。

ベルギー独立とキリスト教民主主義

- 栗原福也『ベネルクス現代史』山川出版社，1982年。
小島健『欧州建設とベルギー——統合の社会経済史的研究』日本経済評論社，2007年。
高橋裕史『イエズス会の世界戦略』講談社，2006年。
高柳俊一，松本宣郎編『キリスト教の歴史 2』山川出版社，2009年。
谷川稔『十字架と三色旗——近代フランスにおける政教分離』岩波現代文庫，2015年（単行本，山川出版社，1997年）。
半田元夫，今野國雄『キリスト教史II』山川出版社，1977年。
森田安一編『スイス・ベネルクス史』山川出版社，1998年。

・論文

- 遠藤輝明「フランスにおける資本主義の発達」、『世界歴史 19 近代世界の展開Ⅲ』岩波書店，1971年。
河原温「『身分制国家』形成の一里程標（十四世紀） プラーバントの即位大典（一三五六年）」，歴史学研究会編『ヨーロッパ世界の成立と膨張 17世紀まで』岩波書店，2007年。
小島健「キリスト教民主主義とヨーロッパ 1919-1948年」、『東京経大会誌』第313号，2022年。
小島健「ヨーロッパにおけるキリスト教民主主義の起源」、『東京経大会誌』第317号，2023年。
小島健「ヨーロッパにおけるキリスト教民主主義の形成」、『東京経大会誌』第321号，2024年。
小島健「ベルギー連邦制の歴史的起源」、『東京経大会誌』第325号，2025年。
進藤牧郎「オーストリア啓蒙専制主義」、『世界歴史 17 近代世界の展開Ⅰ』岩波書店，1970年。
高山裕二「民主主義と宗教——ラムネとトクヴィル」，宇野重規，伊達聖伸，高山裕二編著『社会統合と宗教的なもの——十九世紀フランスの経験』白水社，2011年。
成瀬治「国際政治の展開」、『世界歴史 14 近代世界の形成Ⅰ』岩波書店，1969年。
成瀬治「十八世紀の国際政治」、『世界歴史 17 近代世界の展開Ⅰ』岩波書店，1970年。

【資料集】

- Ministère des Affaires Étrangères, *Documents d'histoire de Belgique: Tome I: De la préhistoire à 1830*, No 314, Ministère des Affaires Étrangères, 1978.
歴史学研究会編『ヨーロッパ世界の成立と膨張 17世紀まで』岩波書店（世界史史料第5巻），2007年。

【事典】

- Denoël, Thierry (dir.), *Le nouveau dictionnaire des Belges*, Bruxelles: Le Cri, 1992.
Hasquin, Hervé (dir.), *Dictionnaire d'histoire de Belgique*, Bruxelles: Didier Hatier, 1988.
Stallaerts, Robert, *Historical Dictionary of Belgium*, Lanham: Scarecrow, 1999.
セイディ，スタンリー編『新グローブオペラ事典』（普及版）白水社，2011年。

【付記】本研究は，2024年度の東京経済大学個人研究助成費（研究番号24-10）を受けた研究成果である。